

薰猶錄

以



僧
775
26

四十七卷百八十三

董道猶錄

中村家藏

中村家藏

薰蕕錄序

人生猶流泡消而無跡死而歸本何欲遺名傳行哉
然其人既死子孫慕其跡而追懷不已人聞其事而
感嘆無措者信有其慈愛之深而其德遠出乎衆人
之上者也故雖其人不欲遺名傳行有其名與其行
宜傳於後世者矣予明治癸未秋負笈入東肥見中
村先生受其教數旬先生一日告予曰夫人由于父
母而生長焉無父母何以得凌飢寒而至成立乎故
親死而終身不忘其恩者子之情也我先考直道君
雖無赫赫之功彰々之德沈靜退讓好武事就矢野

翁

稱仙右衛門
舊藩柔術技師

鍛鍊柔術然又嗜文咏國歌平生

與武人不類林櫻園越智有通翁安田貞方皆以國
學有名者也先考與此數人結交諷咏吟哦常相往
來在家事閑則集古人之書手模寫而讀焉故其筆
跡存者凡二百餘部其中卷數之單少者百七十餘
種集為壹部題曰薰稿錄予受其慈愛而生長焉其
恩既至矣矧今日得略記姓名者亦無非其恩也予
無似不能顯父名然今幸有其手垢猶存者則不忍
於空為蟲食蠹窟也將表而藏之子其序焉予聞之
嘆曰嗚呼其追慕不已者雖出乎先生之至孝抑亦

見皇考慈愛之深而其德遠出乎象人之上也夫世
之好武藝者概皆素朴傲岸平居寡恩飲酒而喧呼
有事則嗔目拔刀慢罵爭鬪不顧禮節不屑退讓以
為快矣君雖好武巧其藝又不捨文事與國中諸名
家相往來雍容閑雅沉静退讓不動聲色未曾見武
人氣習則其人品高下如何乎然則是宜其名與其
行傳於後世而永為武人之法也予才識淺陋為序
惡乎敢然受先生之命而不得辭且聞其事而感嘆
無措乃因其言以為序

明治癸未之冬十一月肥前蓮池北原四郎拜撰

芝蔴録序

中村直道と云ふにわたる事なることば
よのそつこのつとましくまを然し
おの書巻と云ふるしつしとて
おのうの庫の二つをいひてしるに
多なる書ともとらんてちろちしのか
はしる書やたかしくをそのつと
いひあつし大目な事ともうつしあ
とてしる書もいひてしる書なりし

やぐすくろ理ふねむろーちぬ
さきと捨てかきさみの様ーおもむき
いかにーともあふーくたむひたむらゝの丸
し月しそなたをる又きともものあうそ
な舟ーと成りれきてまふ直まの
うかくひらりにおーらるい津に親おひ
る海きのまろうこのよれ六十つさきそ
とーとて舟とらや おのれむら
きぬじゆり理るふゆーくーく人

たれう猪ーくもおひーのひくそ
乞ーのまにー菓書そーた理

のな本そ牛目のま

小山多平理

かきふ山一きらーの道やーくおみく
かきふ山一きらーの道や

董猶錄卷之壹

目錄

寸鉄録

竹馬抄

樵談治要

本佐録

文明一統記

後抄

薰籍祿卷之壹

中村直術輯

寸鉄緑上
下



大正二年一月廿日寄
中村楠雄氏贈

明于五刑以弼五教期于予治刑期于無
刑民協于中

宥過無大刑故無小罪疑惟輕切疑惟重
非知之艱行之惟艱

八政一曰食二曰貨三曰祀四曰司空五
曰司徒六曰寇七曰賓八曰師

凡厥庶民無有淫朋入無有比德惟皇作

極

無_レ虎_レ焚_レ獨_レ而畏_レ高明_レ玩_レ人_レ喪_レ德_レ玩_レ物_レ喪_レ志_レ
惟_レ官_レ惟_レ反_レ惟_レ內_レ惟_レ貨_レ惟_レ來_レ其_レ罪_レ惟_レ均_レ其_レ審_レ
克_レ之

君子_レ不_レ盡_レ人_レ之_レ歡_レ不_レ竭_レ人_レ之_レ忠_レ以_レ全_レ文_レ也
父_レ之_レ讎_レ弗_レ與_レ共_レ戴_レ天_レ兄_レ弟_レ之_レ讎_レ不_レ及_レ兵_レ交_レ
遊_レ之_レ讎_レ不_レ同_レ國

入_レ竟_レ而問_レ禁_レ入_レ國_レ而問_レ俗_レ入_レ門_レ而問_レ譚_レ
介_レ者_レ不_レ拜_レ而發_レ拜

謀_レ人_レ之_レ軍_レ師_レ敗_レ則_レ死_レ之_レ謀_レ人_レ之_レ邦_レ邑_レ危_レ則_レ
亡_レ之

善_レ則_レ稱_レ君_レ過_レ則_レ稱_レ已_レ則_レ民_レ作_レ忠_レ善_レ則_レ稱_レ親_レ
過_レ則_レ稱_レ已_レ則_レ民_レ作_レ孝_レ與_レ仁_レ同_レ切_レ其_レ仁_レ未_レ可_レ
知_レ也_レ與_レ仁_レ同_レ過_レ然_レ後_レ其_レ仁_レ可_レ知_レ也

大_レ人_レ不_レ倡_レ游_レ言_レ可_レ言_レ也_レ不_レ可_レ行_レ君_レ子_レ弗_レ言_レ
也_レ可_レ行_レ也_レ不_レ可_レ言_レ君_レ子_レ弗_レ行_レ也_レ政_レ之_レ不_レ行

也教之不成也爵祿不足勸也刑罰不足
耻也

徒善不足以爲政徒法不能以自行夫人
必自侮然後人侮之家必自毀而後人毀
之國必自伐而後人伐之

爲政者每人而悅之日亦不足矣非禮之
禮非義之義大人弗爲

以佚道使民雖勞不怨以生道殺民雖死
不怨殺者

仁者以其所愛及其所不愛不仁者以其
所不愛及其所愛

三人行必有我師擇其善者而從之其不
善者而改之

其身正不令而行其身不正雖令不從君
子和而不同小人同而不和

鄉人之善者好之其不善者惡之君子不
以言舉人不以人廢言

君子惠而不費勞而不怨欲而不貪泰而

不驕威而不猛

不教而殺謂之虐不戒視成謂之暴慢令致期謂之賊猶之與人也出納之吝謂之有司凡爲天下國家有九經曰脩身也尊賢也親親也敬大臣也睦群臣也子庶民也來百工也柔遠人也懷諸侯也生財有大道生之者衆食之者寡爲之者疾用之者舒則財恒足矣

孟子曰有恒產者有恒心無恒產者無恒心苟無恒心放辟邪侈無不爲已

直道按寸銖祿者惺窩先生之抄述也
嘗先生有此書於奉

先公妙解君事見冷泉羽林爲景朝臣悼
先公假字文中也

文政五年 壬午十一月十四日謹寫之

中村直道

薰蕕錄卷之貳

中村直道輯錄

本佐錄

天道ヲ知ル事

一天道トハ神ニモ非ス佛ニモ非ス天地ノ間之主ニ而シカモ體ナシ天心ハ萬物ニ充滿シテ無所不至譬之ハ人之心ハ目ニモ不見而一心ノ主ト成天下ノ國家ヲ治ル莫モ此心ヨリ如起^ル彼ノ天道ノ本心ハ天地之間太平ニ萬人安穩ニ萬物生長スルヲ本意トス又天下ヲ持ツ人ヲ天子ト云天下ヲ可治其器量ニ當リタル人ヲ撰テ天道ヨリ日本ノ主ト定ル也此天道ノ理ヲ日本之者知ルト云程之人ニ心ヲツクシテ尋子聞テ共神道ハ天台真言ノ佛法ヲ天道ニ引合セ禪ハ達磨ノ教ヲ取合セテ極意トシ日本ノ儒者佛法ヲコナセ共真意ハ禪法トツニ成テ終ニ天道ノ理ニ不明ノ救年ヲ送ル唐ノ治ヲ聞クニ大刀刀ヲ不

用シテ四百余カヲ治テ代々子孫ニ傳ヘタル莫多シ日本モ神代ノ時ヨリ天下治リ子孫ニ傳ヘタリ然レ近年天下終不治一代二代ニ而亡ル莫不審更ニ不明唐人ノ物知リト云人日本ニ來ル此不審ヲ問ヒタレハ唐人答テ云唐モ日本モ上代モ末代モ人ノ心ニ替リハナシ天道ヲ知リテ天下ヲ治ル時ハ心ヲ不愛形ヲ不勞シテ自然ニ天下治リ子孫榮ル也唐人ニ傳リ此天道ノ理ヲ得タリ私ノ工夫ヲ以申ニアラス然レ口傳ニアラサレハ真ノ妙所ニ至リガタシ唐ニテモ學文高上ノ人サハ天道ノ理ノ明カハ稀ナリ大方ニ書付侍レ凡言語ニ演ラレズ一段アリ但天也理也又權道ト云莫アリ

身ヲ端^{タカ}莫

一天下ヲ持人ハ身ヲ端^{タカ}シ心誠シ天下泰平ニ萬人安穩ニ政ヲ行フ時ハ天道ニ叶ヒ若私欲ニ耽リ身ノ榮花ヲ極メ万人ノ恨ヲ含マハ天道ニ被取返先祖ノ名ヲ失ヒ人民ニウトマレ子孫長ク可亡堯ノ舜ニ天下ヲ讓リ給フ時之語ニ浴爾舜天之歷有爾躬允執其中四海困窮也天祿永終ト在リ天地開テヨリ以來堯舜ニ増タル聖人ハナシ又天下ヲ讓ル程ノ大事ハナシ代々ノ聖人此語ヲ以天下ヲ讓リ候ナリ此語ノ心ハ天道ヨリ天子天下ヲ與ヘ給フ之心ハ天子能天理ヲ行ヒ天下ノ萬民ヲ可治天下ノ萬民困窮シ若シ勞レハ與ヘ給フ所天下ツキ亡フベシト也此語ヲ能ク行ヒ得タル人ヲ聖人ト云也執其中ト云一語味ヒ深シテ筆ニ難演日本ニ皆義理アリク付タリ四百余州之治モ此中ノ一字也堯舜ノ心モ此中ノ一字也中ノ一字則天理也日本ニ佛法不渡以前神武帝堯舜ノ旋ヲ守リ天下ヲ治メ候時ハ二千年ニ及ニテ代々

天下ヲ子孫ニ傳ヘタリ其後佛法ヲ堯舜ノ道ニ取合セテ神道ト名
付テ日本ヲ暫ク治メタリ道ト云ハ天理ノ一ヨリ起ルニ佛法ヲ取合
タルニ依テ道次第ニヲトクヘテ神武帝ノ提ヲ背キ玉法衰テ天
下ヲ失ヒタリ五百年以來猶以道ト云事不知シテ無程天下ヲ
失ヒ侍リ又唐モ天子タル人堯舜ノ道ヲ行ヒ天下ヲ治ル時ハ久補
持又老子莊子佛法禪法ヲ信シテ堯舜ノ道ヲ忘ル時ハ不久シテ
亡フ又孫子呉子六韜三略ノ謀ヲ以テ天下ヲ得タル人アレハ是又不
久シテ亡フ或暫ク治ルト云トモ動乱止ム事ナシ故ニ今唐ニ堯舜之
道之外ニ諸法ヲ不用故ニ天下久補治テ代々子孫ニ傳候也唐モ日本
モ道ヲ以テ治ル時ハ久シテ道ヲ失タル時ハ乱ル同前ノ証據ナリ百姓
天下ノ根本也不飢不寒困窮セヌヤウニ可養侍ハ君ノ一命ニ替ル
者也日本ハ道ヲ唱ヘ失テヨリ以來ハ廿年三十年之内外ニハ一度ハ大乱

アリ大將敗軍ノ時ハ諸侍一人モ不替同シ枕ニ討死ヲスルヤウニ情ヲ以
可仕威勢ヲ以テ儲敵ノ如ク仕フ時ハ其恨骨體ニ通リテ折ヲ持
テ一類ヲモ捨テ謀叛ヲ起シシテ敗軍ノ時ハ玉ヲ背キトリテイダス
敵ヨリコハキ物ハ味方ナリ勝ニ乘ル時ハサモ武篇スル例アリ侍ヲハ自
然ノ落日ノ時ニ一心忠節ヲナスヤウニ情ヲモツテ使ヘシ一類ヲ捨テ謀
叛スルモ又一命ヲ捨テ忠節ヲスルモ君ノ一人ノ心ニアリ内ノ者サヘニ心
ナク思ヒツキナハ何ソ軍ニ不勝ヤ三畧ニ全將之法務撃英雄之心ト
アリ又我が得カタニ心ヒカレ我身ノ善惡知ヌ物ナリ我心ノ惡ナルヲ知
ニト思ハハ天道ノ提ヲ背キ万人安穩ニスル政ヲ高慢ノ心出ル或ハ利ヲ
欲ヲ好ミ或ハ羨慕ヲ好ミ或ハ乱舞或ハ好色或暮双六或遊樂志ヲ
移シ天下國家ノ政ヲ失ヒタラハ天下禱テ可七ト知ヘシ又學問ハ聖
人ノ天下ヲ治ル法度也政ニ隙アルトキハ書物ヲモヨマセテ聞クベシ然レハ

學文ニ心ヲ入テ徒ニ書物ヲ翫ヒ一日モ政ニ怠ル時ハ天命ニ背キ弓馬鉄
炮兵法之類ハ一人ニ欲スル者ノ業也天下國家ノ至人ハ是ニモ心ヲ不
可入古ハノ聖人ハ一藝モナクシテ名ハ万代ニ残り子孫長久ナリ夫知
惠ハ不磨ハ不明其磨ニ習アリ堯四百余劫之天子ト成テ丹朱ト云
子有ケレ臣民ヲ養フ智惠ナシトテ天下ヲ不讓大臣卿相ノ中ヲ察
シテモ民ヲ養フ智ナシトテ不讓シテ歷山ト云所ニ田ヲ作リテ居ル
舜ト云賢人ナルヲ聞テ天下ヲ讓ル智惠ノ廣大ナルヲ聖人ト云天地治
リテ今ニ至ル迄堯舜程智惠ノ廣大ナルハナシ其舜ノ智惠ノ磨キ
ヤウハ中庸舜好問察通言ヲ有此心ハ我廣大成智惠ヲハ智惠
トモセスシテ諸人賤キ者ニモ天下ノ為ニ可成又ヲ問ヒ又目ノ前ノ
淺キ事ヲモ問聞而叔諸人ノ善言ノ内ニテ勝タル善言ヲ舜ノ廣大
ナル智惠ニテ察シ叔ソレヲ我カ智惠トシテ天下ヲ治メタリ是聖人ノ

智惠ノ磨也日本ハ智惠淺々補賤キ者ニ物ヲ問フ事ヲ耻トス然ラハ
大臣ニ智惠深ク正路ナル人ヲ撰ヒ又奉行ニ好者ヲ撰ヒ近習ニ好花
ヲ撰テ少シ事ヲモ一人々々分テ呼出シ談合シテ智惠ノ上下ヲ察
シテ善キ事ヲトリ惡キ事ヲハ可捨又心賢クテモ辨古之不足者
有テ口ニテ謂更聞キ入レ難キハ其事ヲ一人々々ニ書付サセテ見
其中ノ善キ事ヲ取テ我智惠トシテ可用如此ナラハ君臣トモニ智惠明ニ
私ナク聖人トモ可成四百余劫サヘ智惠アリハ一人ヲ以治ム況ヤ日本ハ小
國ナレハ安ク治ルベシ少モ私ノ智惠ヲ自慢シテ小家ヲモ治事不可成

付リ我身ノ行ヒ國ノ政之善惡ヲ前康ニ知ル事

一國亂レ天下亂トスル時ハ或彗星或ハ大地震大洪水飢饉或
好深キ能キ臣下多多死スル事アラハ天子ノ政惡キニ依テ人民苦ミ
天ニ通シ天下國家亡ル更ヲ天道ヨリノ告テト可知時ヲ不移天子

ノ心ヲ改メ大臣奉行ノ行ヒヲ糾シ正路ナル横目ヲ因々之遣シ万民
安穩之政ヲ可施政ヲ改ル時ハ災ハ無程キルモ也昔殷湯王天下
ヲ治メシトキ久補旱シテ萬人困窮ス湯王天子ノ位ヲスベリ御衣ヲ
脱テ萱ノ蔭ヲ身ニマシトヒ桑林野ト云所へ出テ六ヶ條ヲ以テ天ニ祈而
曰

一我雖為天子年貢ノ外民ヨリ草ツトヲモ不取

一政ニ私アラス

一民ノ職ヲ不失

一家ニ金銀ヲ不飾

一内縁ヲ以政ヲ不聽

一諛言スル人ヲ不受ト覺ユレ若シ今我ニ誤アラハ我一人ヲ取教シテ万民
ヲ安穩ニ救ヒ給ヘト祈レバ聖人ノ心天ニヤ通シケン大雨降リタリ聖人

ノ祈禱皆以如此唐ニモ無智ナル王ハ老子ノ道ヲ信シ又天理ヲ不知
儒者ヲ信シテ道ニ迷ヒ又佛法ヲ信シ護摩ヲ燒キ經ヲ讀而礼
皆是賣僧ノ身スキノ爲ニ仕置タル事ナリ不可信佛心ニモ違ヒタ
リ但伊勢天照大神ヲハ可信則天理也道ニ叶フタル神ナリ今学
文シテ心ノ迷ヒヲ暗サント思ハ、師匠ノ無欲ニシテ正路ナル人ヲ能撰
而四書五經通鑑史記漢書之内ノ理バカリヲ先可聞今日本ニ天理
ヲ得道シタル人ナシ師匠ノ教ニ隨テ学文ヲシテ心忍ク成タル人多ク
見及ヒタリ是ハ師匠ノ教ヤウ惡ニ依ナリ師匠ト大臣トヲ撰事天下
之大事也古今伊勢物語ノ類高上ニ謂ヒナシタレ臣國政ノ爲ニハ不成
却テ戀ノ媒遊ノ便リト成而徒ニ心ヲ動スルイナルベシ皆道ニ迷而思フ
天下ヲ治ルニ依テ天ヨリ災ヲ降スト可知

侍之善惡ヲ知ル吏

一君ノ爲ニ深ク思フ思ヒ節ニ當リテ一命ヲ可奉ト思フ者ハ折ニフレテ
天下ノ政ノ惡キヲ殺リ時トシテ耳ニ逆フ事ヲ諫メ出頭ノ者ノ惡キ
事ヲ殺リテ憎ムル者アリ又君ノ爲ヲ次ニシテ身ヲ立ント思フ者ハ
縁ヲ求而上ノ耳ハ能ク入御心ニ入ル行ヒバカリヲ嗜者アリ身ヲ立シ
ト思フ者ハ君ノ心ニ合フヤウガリヲ嗜而君ノ惡ヲ不諫也忠節ヲ
思フ者君ノ惡ヲ止トスル故ニ君ノ心ニ背ク事アリ君ノ心ニ背クヲモ不
顧イサレ程忠臣之者君獨身ニ成レニ心ナキ者也義理ヲ不知身
ヲ立シト思フ者ハ君ノ大事ニ及時ニ身ヲ立シトハカリニコソ主ト頼ミ
タレト思ヒテ折ヲ見テ大キ成謀叛ヲスル者也明君ナリトイハレ忠臣
倚人ヲ見知り難シ呪ヤ中智人ハ當座機嫌ヲ取テ君ノ詞ニケテヤ
君ノ好事ヲ勸ル者ヲ善人ト思ヒ君ノ爲ニ惡ヲ思テ諫ルモノヲ惡人
トシテ我身ノ亡事ヲ知ラス惡人君ノ傍ニアル時ハ賢人退キ賢人君
ノ傍ニアル時ハ惡人退クモノ也賢人ト賢人ト相口ナルモノニ其友ヲ見テ
其人ノ心根ヲ知ルモノニ善惡ノ人ヲ撰フニ法アリ近臣答ルレ不可信大
臣答ルレ不可信國ノ人答ルレ信ノ又真心ヲタメシテ位ニ可付又近臣
ソシレレ不可信國ノ人ノ殺ルヲハ其上ニ又タメシテ惡人ヲハ急可去位又心
惡人ナレレ答ラレ行ヒテ嗜ムモノアリ賢人ナレレ直成事ハガリ云ヒテ
殺ラレ者アリ一應ヲ以善惡ヲ不可定是賢人ノ人ヲ撰フ法也周ノ
文王武王天下ヲ持ツ時ホド世ノ盛成事ハナシ其時タニモ才ト徳ト
兼タル臣下ハ九人ナラテハナシ其内ニ女一人アリ在ニアリガタキモノハ好キ
人ニ天下ヲ治ルモ乱ルモ近臣ニ三人ノ間ニアリ其人ヲ撰フ又君一人
ノ心ニアリ一人正シキ時ハ聖人賢人自然ニ進ミ一人邪ナル時ハ小人佞
人自然ニ進ムモノナリ賢臣トハ智アリ仁アリ勇アリテ無欲ナル人ニ
君ト臣ト邪ノ財宝ヲ好ム時ハ天下ノ万民困窮シテ天道ニ背キ人民ニ

疎レテ其身必亡フ財室ニ天下ヲ代_ス財室ニ名ヲ失ハシヤ名ト利トニツ
ナガラ取事ハナラヌ事古ヘヨリ定_ル法ニ大學曰財聚則民散
財散則民聚ト有孟子曰利ハ誠亂之治也トアリ萬ノ惡事
ハ此利欲ヨリ起_ル也物十分ナル時ハ必衰_ル物也月円満ナル時ハ必
缺_ル又春夏穰冬之移リ替リテ草木ニ花咲キ實ナルゴトク天道
自然之理也故ニ財室ヲ集ムルニ心待_テアリ聖人之語ニ君子周急
不_レ繼富トアリ此心ハ萬民困窮セバ如クニ養_テ其外自然ニ集_ル財
ハ畜置テ鰥寡孤獨貧窮之者ニ與_フヘシ貧窮ノ者ニ財ヲ与_フル
事此慈悲子孫ニ報也大王發政施仁必先此四者ト也此心ハ聖人
天下ヲ治メ給_フ第一ノ始ノ政ニ鰥寡孤獨之四ツ者ニ慈悲ヲ加_ヘ
給_フ此慈悲天ニ叶ヒ八百年天下ヲ治メ給_フ子孫ノ爲_ニ思_ハ此
所_ニ心ヲ付_ケ萬人ヲ育_ト所要ナリ又今日本ニ引_合セテ萬人ヲ

若シメス自然ニ集_ル金銀尤_ニ財也我身ノ榮花ニ不可遺能_ク可畜
置或飢饉等ノ時万民ニ可與也又逆心之者有_テ長在陳之時
金銀ナクシテハ軍勢ノ兵糧ヲ可送_タヨリモナシ又忠臣之有_ル者ヲ
勇_ニ爲_ニ褒_義ヲモ可遣又知行ハ末代ノ物ナレバ取_セニクキ事モ
有_ル左様ノ時ハ先_ツ金銀ヲ遣_テ當座ノ心ヲイサシムル爲_ニ成
物也此時ノ用_ニ能_ク可畜置此財室ヲ忠ナリ富貴スル者ニムサト與_ハ
亦諸道具ニ費_シ候事天理ニ背_クノ第一也又臣下ノ惡ヲ知_リト思
ハ_ハ先驕_ル者欲深_キ者分_ニ過_{タル}餘ヲスル者又覺_ノ過_{タル}者主_ニ邪
欲ヲス_ムル者辨_古キ_テ誠ス_クナキ者右ノ六ツ者私欲カ_ハツヨリ生
ル物也此覺悟アル者ハ天下第一ノ覺アリ共ニ天下ニハ_ハカル物知_ル
成共惡人ト心得_テ迹所ニハ不可置迹代々覺ナル人ト云_フ見_ハ
口ニハ無欲ヲ語_リ而人ヲ誑_シ内心ニハ欲深_ク忽_テ道ニ違_ヒタル事モ

詞ニ品ヲアラハセテ聖人ノ道ヲ我バカリニ取ナシ君ノ本心ヲソコナフ
者多シ近辺ニ置ヘカラス人ヲ誑者也巧言令色ノ者ハ仁アル事鮮
シトテ詞ヲツクロヒテ君ノ心ニ入夏ヲ多ク笑レサル事ヲ笑テ機嫌
ヲ取ル者ハ誠ナキモノ也大臣奉行ニヨキ物アレ近習ノ相口ノ者ニ
侮人アレハ大臣奉行モ君ノ心根ノヨキ人カ悪キ人カラ辨兼テ諫
ル事不成者也近習ノ人ヲ撰フ事肝要之唐ニモ日本ニモ近習ノ
侮人君ノ心ヲ損シテ天下ヲ破ル例多シ又論語ニ剛毅木訥近仁
トアリ此心ハ詞ヲ飾形ヲ不飾物ヲ問ヘサシアタリハ鈍ニシテ理ニア
タリタル事ヲ云者無偽誠アルモノ也又通鑑ニ曰可諫ヲ見テ諫ルハ
順ニシテ易シ不諫ヲ知テ諫ル是ヲ忠信ト云伍子胥屈原ガ類是ナリ
日月ト光ヲ同シテ万代ノ忠臣ノ手本也付人之氣分ヲ知ル事何ソ
用所ノ時第一目ノ内第二五音第三類之色身ノナリ此三色常ノ
行跡ニ違ハ其者ハ中智ノ人ト可知又本心不正ニシテ作り行跡ヲスル
者アル者何レ正智惠眼ニアラ子ハ見ヘカヌルノミ

國主郡主ノ心ヲ知ル事

一國々へ横目遣シ天下乱タル時謀叛スベキ者カ忠ヲ可致モノカ此心根
ヲ種々ニアイシライ又キヲ廻シ尋子知ル事肝要ナリ國主ノ國ヲ預ル
事ハ天子ノ天道ヨリ天下ヲ頼ルト同是亦万民安穩ニシ天下ノ爲ニ
忠ヲ可思其國ノ治リタルヲ知ラバ先百姓ノ在付能ク家居者次ニ國
主不奢シテ公儀ヲ恐レ臣下ニ二心無ク忠ヲ思ニ國中ノ人民子ハ親ニ
孝ヲ盡シ夫婦兄弟和合シテ邪ナル政ナクハ國主正シテ下万民
治リタルト可知又國中ノ人民ヲ困窮サセナヤマシ金銀財宝ヲ蓄ヘ
身ノ榮花ヲ極メ城ノ要害ヲ堅シ大名ト盟ヲ深シ公義ヲ輕クスル
者ハ道ヲ不知故ナリ道ヲ不知者ハ後必謀叛スベシト可知大臣近臣取

合セテ云トモ不可信正直ナル横目ヲ取遺々々三年モ五年モ遺シ其
國ノ風俗ヲ能クタメシ聞テ其ツテクヨモツテ一往モ二往モ異見ヲ
加ヘソレニテモ心ナラズシテ行慕ラバ急ニ可挫兩葉不斷則用芥
實子兄弟親族タリトモユルカセニスベカラス天下ニ替ハ先祖子孫ノ
名ヲ失ヤ天下ノ大事是ニアリ智慧ノ眼ニアラサバ難見能ク行跡
ニ心ヲ付テ可見又横目ハ正路ニシテ智慧アルモノニ非ニバ不可遺邪
ナル横目ハ善惡ヲ不辨謂ヒ聞セテ善人ヲ惡ク謂ナシ惡人ヲ善
人ト聞セテ好キ人ヲ失フ事多シ

家可継子ヲ撰ヒ并後見ノ人乙名役ノ人撰事

一先祖ノ名ヲ顯シ子孫繁昌ハ天子一人ノ心ニ有人ハ上中下之智慧有
上智ト下愚ハ稀ニテ大畧ハ中ノ智慧ノ者之中智ノ者教マウ次第
ニ上智ニモ移リ下愚ニモ移ルモノ之代ヲ継ク者ハ庶子ノ中成リトモ

其智慧ヲ能クタメシテ可讓之先幼少ノ時ヨリ傍ニ可置人ハ律儀
ニシテ智慧アル人又正路ニシテ智慧又覺アル者見立テ置ベシ武勇
ノ覺アルモノナリ共分別ナク奢リタル者不可置扱不断ノ物語ハ古今
之天下ノ治メヤウ善惡又國持ノ善惡上中下ノ人ノ品々ノ善シ
惡クハ事之理非決断又馬軍法之沙汰ナトヲ可致々雜讀遊ヒ
咄高咄ナドスルモノアラハ横目ヲツケテ近所ニ不可置雖為賢若
輕薄ヲ云モノ相口ト成ル者之誅^殊ニ幼少之人ハ引入ヤウ大事之當
座ノ間ニ合セ能キ口ヲ云ヒ輕薄ヲ云フ者相口トナレバ至心ニアイタキ
マニ諸人皆輕薄ヲ習フ物天下ノ乱ル端ニ故倭人又ハ輕薄ヲ
云フ者ヲ深ク戒メタリ又猿樂舞マヒ町人座頭ノ類ヒノ遊ヒ者
不可近付此者共人ヲ誑ラカシ身ヲ立ニ事ヲノミ晝夜工夫シテ
其類々相集テタガヒニ取合セヲ云ヒテ君ノ好ム心根ヲ能ク見付テ

忍道ニ引入レテ我利ヲ取ヤウニスル者之上智ノ人モ後リ安キ心也
種々ヲソロシキ工夫ヲ以タブラカスニ依テ不覺シテ誑カサルハ
カリニモ近所ニ不可置

後見ニ付ル人之事

一後見ハ小身ニテハ不可成國大名ノ中ヲ能ク撰ヒ其器量ニ當リタル
人アラハ好ミ深クスヘキ為又ハ人ノ重シズル為ニモアル間々縁者ニシ
テ後見ト可定又大名ノ中ニハ慥成者ナクハ家ニ忠アル者ノ中慥
成者カ又一類ノ中ノ能キ者カラ見立テ國ヲ興ヘテ後見ト可定
此後見ト云フ者ハ時世移リテ天下四方皆歆トナリ大臣卿相
皆謀反スル時可有其時ニ少シモ心ヲ不動君ト一所ニ謀ラメクラシ
君ト一所ニ討死スベキモノヲ撰フニ其撰ヒ様ハ第一律儀第二ニ
智惠第三武勇也其人ノ知リヤウアリ其人我家ニ居テ公衆ノ人

ナキ時ニ何事ヲスクゾ何名者相口ソ何事ヲスキテ物語スルゾ取
分テ心可付事ハ内之者ノ仕ヲキヲ可見是ニテ眞実ノ本心アラハ
ル者之是聖人ノ人之知リヤウナリサレトモ我々覺ニテ奥ニ惡心
アル者ハ二三年ニテモ心根知レヌ者也辨舌ニ利登成ル者アリ作事
普請ニ理登成ルモノアリ物教奇ニ利登成者アリ諸藝ニ理登成
モノアリ又無能無藝ニシテ算勘ニ理登ナル者アリ物ヲモ謂カ子天下
國家ヲ治ムル方ニ理登ナル者アリ心ヲ付テ何ノ道ニ智惠アルト云事
ヲ知ッテ智惠ノ高下ヲ可知諸道ニワタル知惠ハ不可有人ハ理登
アマリテ諸藝ニ達シ辨舌キテナイサキ智惠ノ者多シ無調法ニシ
テ大キ成知惠アル者稀ナリ尤善人ニ此断所ニ心ヲ能付ヘシ大工ノ
木ヲツカウカ如ク其智惠々々ニアテカイ使ヘバ事フモノ也又侍ヲ情
深クシテ君ノ大事ニ及ブ時ニ心アルマシキヤウニシタシ我身ノ榮花

ヲ忘レテ大息ヲツイテ主人ノ事ヲ大事ニ思フ者十人ニ一人ハ此者ニ
此ノ如ク人アラバ表内義ニ横目ヲツケテ心根ヲ能ク多シ又其人ヲ直
ニ呼出シイカニモ心ヲツツロゲサセテ物毎ヲ談合ヲ切々シテ智惠ノ
輕重ヲ察シ扱國郡ヲ與ヘテ仕置ヲ可申渡一ニ賢人ヲ親ニ侮
人ヲ可退一ニ忠節ノ心アル者ヲ賞シ罪アル者可罪一ニ公事ノ理
非ヲ明ニスベシ一百姓ヲ撫育スベシ一ニ天道ヲ恐レテ其身ヲ端ス
ベシ此五ヶ條唐之國之治メ様之又日本近代ノ侍ハ義理ヲ不知
ニ依テツカヒヤウ大吏ナリ寵愛スグル時ハ驕ル奢時ハ至ヲ殺シ
又情ナクシテハ恨ル恨ル深ケレ共其家ヲ不去者ハ折ヲ待テ謀叛
ス是主人一人ノ心ニアリ心ヲ正シテ國ノ風俗ヲ直ニ可致ト如此申渡
而五年モ七年モタメシテ行ヒヨロシクハ後見ヲ可頼又治メ能キ人モ大
名ニ成テハ大畧心替ルモノ多シ國ノ政ヲ忘レ百姓ヲ寛ケ侍ヲ不愛

金銀財宝ヲ畜ヘ豫ホ遊ビ者ノ類ヲ友トシ遊ホニ心ヲ移シ國ノ
政ヲ忘ル者アリ如此ナルニ依テ聖人モ人ノ善惡ヲ見ル事一往
ニ往ニテハ成カヌト也故ニ能ク心ヲ付タメシ見ル事肝要ナリ

百姓仕置之事

一百姓ハ天下之根本也是ヲ治ルニ法アリ先ツ一人々々ノ田地ノ境目ヲ
能立テ一年ノ入用化食ヲ積ラセ其餘リヲ年貢ニ収ベシ百姓ハ財
ノ不餘ヤウニ不足ニナキ様ニ治ル事道之毎年立毛ノ上ヲ以テ納ル
事古ノ聖人ノ法ナリ如此収ル時ハ過不及ナシ又十月ノ間ニ國中ノ
道橋ヲ造營シテ往還之無煩ヤウニスベシ入用ハ公儀ヨリ扶助スベシ
此外少シモ民ヲ使フヘカラス又田地ニ無キ米ヲ取リ横役ヲカケ百姓
疲ル時ハ糞ヲスルカナク田畠ヲ耕ス莫モ半作成ニ依テ物成惡ク
此故ニ國勞シ民亡ヒ天下國家之弊一倍ニ倍ナラズソレテ民恨ミ

夫ニ通シ罪天子一人ノ身ニ通ル天子ハ百姓ヲ安穩ニ治ル彼ニ天道ヨ
リ被定シニ却テ吾身ノ榮花ニ百姓ヲ勞ラカシ奢ヲ極メテ天道
ニ背キ人民ニ疎マレテ後ニ必ス其身セブ古ノ聖人賢人モ美女ヲ愛
シ食ニ七珍ヲ調ヘ玉樓金殿ヲ不好ニハ不可有然レテ天道ノ旋ニ
背キテハ我身ノセブルノミナラズ親キ妻子ヲ路道ニ立テ先祖ノ切ヲ
空シ耻ヲ萬代ニ殘ス事ヲ恐レテ心ヲツクシ民ヲ養ヒ榮花ヲ止テ國
家ヲ治ル則天之道也孟子古之與民偕樂故能樂也トアリ天之
理ヲ不知シテハ百姓ヲ能養フト一尺不屈之天道ノ旋ヲ守リテ天下ヲ
治メ又常ニ軍法ヲ心カケテ英雄ノ心ヲ取リ又万民ヲ撫育シテ子
孫ニ天下ヲ傳ニト思ハバ日々夜々ニユ夫スル心ノ隙不可有然レニ浮世ノ
狂言倚語ニ月日ヲ移シ我好事ニ心ヲ移シ又茶ノ湯ト云夏ヲ高上
ニ思ヒ歌連歌ヲコビタル事ト思ヒ侍ノ歎ヲモ不知萬民ノ餓死ニ及ブ

ヲモ不聞天道ヨリ是ヲ見給ハ夫罪當座ニ可當夏ナシテ天ノ德廣
キニ依テ大惡人ハ一代ニ而セビ小惡人ハ子孫セブ盜人ノ類ヒバカリヲ惡
人ト云ニ非ズ万民ヲ苦シムル者ヲ大惡人ト云也孟子曰暴其民甚則身
弒レ國亡テ不甚則身危國削ラレトアリ天地ノ間ニ人程ノ室ハナシ又
金銀ハ水火ニ入テモ不溺人ニツキテノ室也然レテ道ニ背キタル金銀ヲ
蓋ヘ好ム時ハ人ヲ損スルニ依テ君子ハ財ヲ不取然レニ近代ハ君ノ一命ニ
替リ及大事ニ心アル間補ト思フ侍ヲハ讎敵ノヤウニ使ヒナシ百姓ハ
妻子ヲ離レテ飢ニ望ム如クニ寛ケ金銀ヲバ塊ノ如クニシテ茶入及古
ノキレナドヲ室トス國ノ政ノ爲ニ障リト成物之天道ノ理アラバ茶ノ
湯ノ師匠ヲスルモノ子孫必ス可也天下ノ主人教奇ハ日本ノ國土山
川ヲ能ク作事シテ数奇屋トシ其中ノ万民ヲ容ト請シテ其人ノ心
ニ合フヤウニ亭主フリヲ致シタラバ天下第一ノ数奇者タルベシ又堯舜

ノ家居ヲ謂ハシ地形ノ高サ三尺垂木ヲ不削萱ヲ以テ屋根ヲ葺テ
金銀ヲ不飾御衣モ不破内ハ不替レ只天下万民ヲ撫育スル心ノ外ハ
別之念ナシ天地ノ間ニ生スル金銀米錢ハ天地ノ間ノ万民ヲ養ニ為ス天
道ヨリ與ヘ玉ヲヲ万人ヲ飢ニ望マセテ君ノ藏ニ納メ置キ一人ノ榮花
トスルハ天地ノ物盗ミタルレシ夫其外口ヲ救ルサヤ天下ヲ保チ國ヲ
保ツ人ノ早ク滅ルハ此罪ヲ蒙ルト云事ヲ不知候ナリ道ニ背ヒテ亡ルヲ
不知シテ我身運ツキルトシ思フ莫愚成ル事也天下ノ萬人ノ喜ブ心ヲ
君ノ樂トシテコロソ實ノ樂ニテコロソ候ヘ万人ヲ苦シメ一人ノ喜ミ子孫ヲ果シ
候莫智慧淺キ事也日本ノ延喜帝ハ民ヲ憐ミ寒夜ニ御衣ヲ脱テ
寒苦ヲ民ト同クシ給フ此心ヲ以テ民ヲ糶フニ依テ名ハ万代ニ残リ子
孫榮ヘリ後白河法皇智慧ナクシテ天理ヲ不知ニ依テ天下ヲ失ヒ給
ヘリ是皆天道ヲ知テ天下ヲ治ル時ハ榮ヘ天道ヲ不知シテ民ヲ苦ムル

者ハ七ブル驗ナリ

異國ト日本トノ夏

一唐ノ治ヲ聞ニ堯舜禹王湯王文王武王成王康王ナドハ天道ヲ畏レ
衣食ヲ不貴家居ヲ鹿相ニシテ天下之万民ヲ安穩ニ治メタル時ハ四
百年六百年或ハ八百年天下不亂子孫榮タリ其後周ノ末ヨリ
君タル人驕リヲ極メサシモ智慧深キ國ナレバ天道ノ理ヲ唱ヘ失ヒ
仁義之道不知衣食ニ金銀ヲツクシ家居ニ玉ヲ磨キ万人ノ苦ヲ
不知シテ一人ノ樂ヲナセシ者ハ一代ニテ亡ビタリ秦漢之代ヨリ
又学文之教モアリナリ而ハ君ニ隨ヒ内ニ虎狼野干ノ志シヲ
含ム是レ聖人世ニ出テ道ヲ以テ天下ヲ不治故ナルベシ如此ノ惡世ニ
天下ヲ治ルニ文武ノ二ツヲ不兼ハ治ムル莫難成サレハ漢ノ高祖ノ世
ヲ治シハ武勇ト志ノ大キ成ト臣下ノ諫ニ隨フ莫流水ノ下ニ行カ如ナ

心ヲ以四百年ニ及テ天下ヲ持タリ又唐ノ代ニモ太宗皇帝ハ仁儀ノ
道ヲ專トシ万民安穩ニ治ル夏古ノ聖人ニ似タリ又其上ニ武勇ノ
威勢強キニ依テカツテ下タル者法ヲ不破カリニモ君ヲ背キ侮ル夏
ナク天下恭平ニ子孫ニ傳ヘタリ誠ニ乱レル時代ヲ治ルニ先ツ武
以國ヲ平ケ後ニ文ヲ以テ万民ヲ撫育シ自然ニ道ヲ知而無道ナキ
ヤウニ治ル事肝要也故ニ文武ハ車ノ兩輪ノ如クツモカケテハ乱レタ
ル世ニハ難治トニヤ漢ノ代モ能ク天下ヲ平ニストイヘ天道理ヲヨク
得徳セズ身ノ行ヒ不足ニ依テ合戦更ニ止時ナシ是謀ニテ天下ヲ奪
タルト天理ニテ天下ヲ治タルトノ違ナルヘシ其後宋ノ代ト成テ天道ノ
理ヲ知ル者アリテ天下ヘヲシヒロメ合戦ヲスレバ我身ヲ忘レテ万人ヲ
安穩ニ治ント思フテ戦フニ依テ天道ニ叶ヒ小勢ヲ以大勢ニ勝ツ又國
ヲ治レバ仁儀ヲ以テ政ヲスルニ依テ宋ノ代三百年ニ及テ治リタリ

元朝大明天道ノ理ヲ知テ天下ヲ治ルニ依テ代々天下長久也如此道
ヲ以治ルトイヘ天道理ノ一人忠君ニシテ諫ヲ不聞天理ヲ唱ヘ夫ハ宋ノ
代モ元朝ニトラレ元朝モ大明王ニ被奪タリ是ハ唐人ノ物語ヲ聞シ
也又日本ノ昔ヲ尋聞ニ神武天皇天照太神ノ授テ衣食ヲ不飾
家居ヲ麻相ニシテ萬民ヲ安穩ニ治メタル時ハ代々子孫相傳ヘテ
天下恭平也宋ノ代ト成テ頼朝天下ヲ奪ヒ取リ口ニハ仁義ヲ以テ
万民ヲ治ルト云テ内心ニハ欲心深ク天下ヲ我ガ爲ニ万人ヲ若シ依
テ其身死後ヲ全クセズ又頼家ハ弟ニ被殺實朝ハ甥ニ被殺テ裡
ナク天下ヲ失ヒタリ小條天下ヲ取テ恭時時頼ト云者ハ道ノ心ヲ
知テ我身ノ欲ヲ忘レテ万人ノ爲ニ心ヲツクス此故ニ九代其法渡ヲ以
テ治メタリ相模守高時入道一人極樂ヲ好ミ万民安穩ノ政ヲ忘
レテ先祖ノ功ヲ空クシテ一朝ニ乞ビタリ又尊氏天下ヲ取テ二代ハ

天下雖治動亂不止及三代細川常久ト云者少シ道ノ心ヲ得テ天
下ノ為メ君ノ為ニ心ヲツクシテケルカ誠ニ常久一人ノ法度ヲ以テ十四代
治リ皆天道ノ理ヲ以テ治ル時ハ久ク又天道ノ理ニ背テ治ル者ハ一
代ノ中ニモテ其後三好松永信長大岡ト云人武勇ハ古今ニ稀ナル
大將也此イキヨヒニテハ子孫モ長久ナルベキニ君臣共ニ道ト云事ヲ
不知花養ヲ極ムゴキ心根アリ私欲ニラケリ驕ヲ極メ萬民苦シマ
シメ天道ニ背キ此故ニ皆一代ニテ亡ビタリ天道ノ理ヲ明カニ知ハ天
下ヲ治ル事掌ヲ指カ如シト聖人モ謂レタリ前ニモ云フ如ク種々ノ
諸法ノ教ニ心ヲ迷ヒテ皆天下國家ヲ失フ也先釋迦佛ト云フハ
天竺ノ人ニ天竺ノ人ノ心直ナラズシテ國不治釈迦檀特山ト云山へ
引籠リ天空ノ風俗ヲ土決シテ國ヲ治シ方便ニ極樂地獄ヘヨリト
教ヘタリ誠ノ地獄極樂アルニ非ス此世ヲ治シクメ也亦佛ノ心ハ殊勝

也愚成人ハ誠ノ地獄極樂アルト心得テ此世ハカリノヤト後世一大事
トテ妻子ヲ捨テ出家遁世スル莫大ニ僻事也佛ノ心モ不叶又
宮寺ヲ建神ニ祈ハ惡事消シ善事來ルト云事ヲ誠ニシテ財宝
ヲ費ス事是又大ニ僻事也民ヲ苦シメテ宮寺ヲ建ル莫神佛ノ
内證ニ不可叶勝レテ道ニ叶ヒタル人ヲ神ト祝佛ト申也此神佛ノ
心ハ萬民安穩ニトコソ守リ候ヘ其人民ヲ困シメテ宮寺ヘ金銀ヲ
捧ルヲ満足可被致ヤ却テ罪ハタリシ兵神佛ノ心ニ不可叶慈悲
正直ナレハ不祈シテ神ノ内證ニ叶フ也出家ト神主ニタブラカサレ
テ本心ヲ暴フ又蓬磨ト云人出テ心モナシ佛モナシ神モナシ天道モ
ナシ死シテハ燒ハ炭埋メハ土昨日今日ノ夢生ノ始ヲ不知ハ死シテ後
モ不知獨リ來テ獨リ歸ル物ヲトモ又此心ハ五體ノアル間ノツキ物
也五體破ル時ハ空也ナド、謂フ心ヲ真意ニシテ教タリ梁ノ武帝

ト云フ王達磨ヲ信シテ國ノ政ヲ忘レテ國ヲ失ヒ歿死ス日本ニモ此法
傳ハツテ種々ノ詞ヲカサレ極意ハ心モナシ何モナキモノゾ落着也
或ル長老ニ何モ無キモノナラバ何ゾ佛ヲ禮シ經ヲ讀ソト問ヘバ今日
ノ身スギ爲也ト答タリ然ラバ只日本ノ盜賊ハ出家ナリ又或檀那
何ヲ殊勝ニ思ヒテ僧ヲ尊ミ金銀ヲツフト問ヘバ何モナキモノゾト云
一念ノ心ヲ知セラレタル所カ難有侍ト答ヘタリ人ノ心ノ愚成トテ如此
マテハ有ヘキ事ニ非ス又四書五經ヲ讀ミ儒者ヲ立ル人アレハ傳受久
シク日本ニ絶ヘテ文字任ニ誦ムニ依テ臆意ハ又禪法トツニ成ル此故ニ
今ノ儒者ノ行跡ヲ見レバ人ノ氣ニ入ルヤウニガリ物ヲヨミヲシヘ身ヲス
クル便リニ學文ヲスル故ニ無學ノ人ヨリモ心タテ愚ク巧言令色シテ
人ヲ諂ヒ大名ヲダブラカシ同朋猿樂遊ヒ物ノ行跡トツナル心根ニテ
諸人物知ノスル莫トテ此行跡ヲ習ヒ一人ノ心ヲ以テ万人ノ心ヲ迷ハ

スルナリ道ヲ説ク人如此アルベキヤ是又國賊ノ頂上ナルベシ真ノ妙所ヲ
得タル人ハ君ヲ堯舜ノ君ノ如クニシ天下ノ萬民ヲ救ニ事ヲ子ガヒテ
折ヲ見テ君ヲ諫テ不聞ハ其録ヲ不受其所ニ不居佛法禪法
今ノ世ノ儒者堯舜ノ道ノ妨ト成テ天下ノ乱之本トナル事ヲ人
不知候也其謂レ何ト云フニ釈迦ノ法モ詞高ク理近ク候ヘハ實
ナシ經ニ寂滅ト説如薪火滅ト説テ死シテ後何モナキ物落着也
禪法猶以如此又今ノ世ノ儒者ハ禪法ト臆意一ツ也然レバ何レモ心
モナシ天道モナキ物ト落着也諸人ノ惑モ尤之我モ年來此心ヲモ
シロクシテ惑シカ然レハ上代末代トイハレ人ニ替リハ無シ然レ日本ノ
上代ハ二千年ニ及ニテ治リタルニ近代一二代ニテ亡ル事ハ何タル莫ト云フニ
工夫出來テ此心ヨリ求メ入テ日本ノ學者ノ道ト云理ヲ問ヘハ一毛
ホトノ藁ニ云ヒマハシヌレハ道ニ八千里万里ノ大ニ成レ遠ト成テ二千年天

下ヲ治メタル工夫ニ不至サテ唐國ノ治ヲ聞唐人ニ逢テ天道ノ理明カ也
今説所ノ諸法ノ如ク心ハ無キモノソト見レバ天道モ無キ物也後ノ世
モナキモノ也親ニ孝行ヲスルト云モ上部ガカリ也君ニ忠ヲツクスト云モ
上部ハカリニシテ心ヨリ不起然ラハ至ヲ殺シテ取タルガマシゾト云内
心ニ付也今日本ノ人之心皆是之君一人道ヲ知ラバ天下ノ人道ヲ
可知上一人道ヲ不知ニヨツテ如此也然ラバ天下ノ可治理ニ罪^非ス又儒
者ノ道ト云ハ君臣父子夫婦兄弟朋友此五ツノ道ヲ能ク行ヒ得タル
人ヲ道ヲ得タル人ト謂之此心ハ臣下成ル者ハ晝夜君ニ忠節ヲツクス
事ハカリヲ思案シテ大節ニ臨ミテハ一命ヲ可奉トモ頭心ニ不偽也
一生妻子眷屬ヲ養ヒタル替リナリ是以テ理ニ叶フト云心ニ七頭
偽アラハ忠臣ニ非ス又子ハ親ニ孝行ヲツクス也盡スト云ハ六火形ニ養
フニテハ非ス又夫婦ノ間ハ天地ノ如シ天地ト和合シテ万物ヲ生スル也
故ニ女ハ夫ヲ夫ノ如ク戴キ夫ハ女ヲ深クアハレミ恨ナキヤウニ和合スレバ
家内和合シテ其風俗天下ニ廣マル夫婦ノ間ハ肝要ナリ然レモ年
老テハ氣カモ衰ルニハ内縁ヨリ惡友ヲ云フ事ヲ用ル事モアルモ
ノ也又ハ女ト云モノハ貞負強ク驕ガテニ邪深ク遠キ智無キ者也
必女ノ云フ事思案モナク不可用又好友ニアラザレバ我身ノ善惡
難磨キ友ハ他人ナルニモ心ニ偽有テハ難交故ニ信ヲツクストアリ
又兄ハ弟ヲ愛シ弟ハ兄ヲ敬シ少モ心ニイツリテハ愛スルニ非ス敬
スルニ非ス是ヲ五倫ト云也此五ノ中ニ盡スト云字肝要也心ニ偽ナキ
ヲツクスト云也此五ノ道ヲ能ク行ヒツクスヲ聖人ト云也佛法ハ經ヲ
讀ミ佛ヲ禮シ神ヲ敬フ儒ニハ此五ツノ道ヲ能行ヒテ天道ヲモ不禱
学文ニ際ヲツクシテ此五ノ道ニ懈怠アルモ天道ニ不叶我心則天道
之心ト一也然レモ人間ト生レ來テ人心ト云物心ニ備リテアリ此人

心ハ聖人ニモアリ人心トハ私心也此人心勝則天心也天心勝則ハ
人心也一善事ヲ思ヘバ一念天心通シ一惡事ヲ思ヘバ
其念天心通ズ大學曰君子慎其獨トアルモ此事也独トハ人モ不知
我思フ一念ノ起ル所ヲ慎ム之慎其獨ト云事尤肝要ナリ私欲ノ
不勝ヤウニ天理ニ叶フ様ニツ、シム也君ノ一念ノ大事ハ慈悲ナリ
一念ニ慈悲アレバ天先知ル天知レバ地知レバ人知レバ天地人ノ三才
君ヲ守ラバ天下獨リ治ル之君ノ一念ヲ天地人天下ノ人ノ知更理
妙也人之智慧之不及ノ古ノ五ノ道ヲ表ガカリニ行ヒ心ニ惡ムアレバ
此世ニテ身ノ亡ブルノミナラス此心憂世之間ニ沉倫シテ天ニ不歸鳥
獸ナドノ性トヒトシ此故ニ五ツノ道ヲ行フ事ヲ儒者ノ大事トスル也
又先祖之心天ニ歸ノ歷々トメ天ニ在テ子孫ヲ守ルニハ先祖親ヲ
祭ル事ヲ大事トスル之若シ偽ヲ以テ祭ラバ神ソレヲウケヤ先祖ノ

心天ニ在テ我カ心ニ通シ善惡ノ発一念ヲ知レ此断ハ筆ニ難演盡
ヨツテ傳受アリ是佛法ニ心ハナキ物ト云ト儒者ニハ心有ル物ト
云ノ別チニ日本ハ久禰佛法ニ熟シ來リタルニ依テ此道ニ入ル事
難カルヘシ我前ニ云フ如ク古ヘ天下ノ久シク治リタルハ何事ゾ今又
一代ニ代ニ乱ルハ何事ゾト云工夫ヨリ道ニ入タリ爰ニ至テハ天下
國家ノ主人ハ心ヲツクスヘキ更ニ又唐ニ于公ト云者身不肖ニテ
シノ車ノ通ル如クニ門ヲ立タリ或人不似合事ト思イアガ笑テ問
ヤウハ何ノ爲ニ其門ヲ立ケルゾト去ヘテ于公答テ曰我人ノ爲ニ惡キ
事ヲ不思人ノ爲ニ善キ事ヲ願フ事骨體ニ徹ス是人ノ不知所
也此心天ニ通セバ我子孫必スシメノ車ニ乘テ通ル者可有ト云テ
門ヲ立シガ無程其子高官ニ至リシメノ車ニ乘シテ門ヲ出入ス
トアリ天之徳ハ如此アラタ也此天理ニサヘ叶フヤウニト能ク常ニ心

カケタラバ上ハ天子國司郡主其外下々ニ至マテ子孫長ク榮フ
ヘシカリソメノ事ニモ邪欲ニ心ヲ曲ナハ大人ハ云ニ不及卑ノ下賤ニ
至ル迄一代ニ代之内ニ必ス可亡サテ天道ノ道可行タシカナル物ヲ
無キ物ト定メテハ危キ事也日本ノ物知リニ道ヲ聞テ似タル言ヲ
云フヲ誠ト思ヒ心ハ道ニ趣キタル師匠ニ依テ久シク我モ
人欲ニ被掩タリ道ヲ聞共能ク心ヲ可付今ノ代ノ人心ハ恩ヲ不
知至ヲ殺シ親ヲタヲシテ身ヲ立ントバガリ望ム面ハ人ニシテ心ハ畜
類ヨリ劣レリ道ニ背キ惡アラバ智惠ト威光ト武勇トヲ以テ
亡スベシ善人アラバ可貴惡人トツ用ル時ハ惡長シ安善ハ亡ル物ニ
今君天道ノ理ヲ守リ我身ノ欲ヲ忘レテ天下國家ノ為ニ心ヲツク
シ智仁勇ノ三德ヲ兼テ天下ヲ治メ給ハ後々百歳子孫長ク可
榮也

右七ヶ條之肝要ハ君一人之本心ニ利欲私欲深シテ極楽ヲ專
トシ萬人困窮スル時ハ人ノ恨ミ天ニ通シ子孫必ス亡ル也君
一人ニ私ヲ離レ天理ノ公ニ心ヲツクシ天下ノ萬人ヲ安穩ニ治
時ハ天德夫ニ通シテ子孫必長久シ唐人ニ異國ノ治メヤウト
天道之理ヲ尋聞クエハニ實之人ニ日本神代ヨリ末代迄
ノ事ヲ教年問ヒヨキ侍リシ然ルニ唯今御尋ニ付テ古今
善惡ヲ考テ自然當代之御爲ニモ可成儀ニモ候ニヤト我
等得心仕候事ヲ存シ出シ次第ニ荒増書付候也

大久保傳記曰慶長五年之冬

家康公御座於大坂西之丸召大久保忠憐曰
三子之內

秀康公 越前中納言結城少將

秀忠公 台德院

忠吉公 尾州清須城主松平薩摩守

孰以為家督忠憐獻諫言曰 秀忠公為御
繼嗣已久臣未嘗見有失也云 後曰召井

伊兵部少輔直政榊原式部大輔康政本多
佐渡守正信及忠憐問御家督事於是各有
內談正信先曰參河守武勇揭焉可為御家
督也直政忠勝親吉等各述其所思忠憐曰

是皆我大君之賢息也然則弓馬之道不及
論之秀忠公智勇備天下讓與之事非斯君
則不可也康政曰如忠憐所言既而六人同
出御前迺伺候焉仰曰正信可曰所思也正
信言上如前其次忠憐所存忠憐所申如前
時 家康公有御氣色而使正信與忠憐問
答焉正信復白之曰參河守殿可為嗣君也
忠憐弼守前儀曰攻取國郡則以武勇為本
也平治天下則非文武全備者不能也已臣
依仰奉仕秀忠公則非奉顯負之若封國郡
則可顯負之於天下授受事者御子孫長久
基也何挾私臣所存無他乃獻誓言云云

家康公曰卿等先可退出我熟思經一兩日亦
召六人曰我以忠憐言為則家督已決定云六
人皆平伏而曰 台命最善也

慶長十年

秀忠公任征夷大將軍

木佐錄 終

前本浦長閑庵藏本借寺本尺書寫之本ヲ以テ

文政六年 癸未冬十月二十九日夜迄寫之 中村萬記直衛

薰箱録卷之貳 大尾

薰箱録卷之參

中村直道輯録

竹馬抄

治部大輔義將朝臣

よ海川乃あそむわむけすゝゝのふと眼とふあとの
ゆりへきとこおありの入おれくいられあくとひひまきそん
くけあそむくれ侍も也ま川ち葉とりくひ六ひつり
れあそむにをよふあそ強のあそおひして極極極也
かきりゆり命をけりみくお代うき名をとりへくひさ
まこととあそむる命をとりえいのあそくにあそむて死病
あそむるをとうりゆりあそむてひひるむちれあそむる
ありきとくへハ一天のあそむのあそむ又くち葉乃お軍れ
ゆ大事ゆきて命をとりゆりあそむてあそむるあそむる

世ありの君の悲愴なりうれとよすきて様をさ高くして
世成と君ともうしひる人のゆりいとうとく一記事也
一世中に居るの侍人三人志うは乃紙界下として扱方やそ
くらと扱ふ人すく口制く頑くま事也人く生あこ
百人は起他人とあすく魚さ形とあうして地乃あ光人
とくさくと生さ世これ扱ひひかす人さあり菩薩と
りあもきくはくあなれ九丈の力くして菩薩の形とす
く世あひ出あはあうらうとくまあひかす

一社乃五人の心乃やともあひひやうれを此家と心か記也
世中に各利のまう社に各園あまの不堪くまも様さ
あひ下へ心とよひあひあひのりやふ物乃あひとあふ
ともあひ入あひあひとあひとあひとあひとあひとあひと

まきありなる常くありて人あひとくまあひとあひと
と終くすくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
あよむとく根冊も本詩形もそ歌あくゆくくくくくくく
く本の業乃まへとくくくくくくくくくくくくくくくく
うり申へ書あする人乃形くくくくくくくくくくくく
とつと鞠あこれ場も病とあふえりくくくくくくくく
く代乃よれも終もく消息うさかろくくくくくくくく
他人の心成らりくは業成あまもくくくくくくくく
いあひあまもあま川さ人乃方への文あくくくくく
も成中らむ結りやふああきくくくくくくくくくく
ゆりあひくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

ゆかりはよくいふつゝあはれくもさびしうして侍り馬
の橋よりふれし書川くね事な川くさひゆ
女のまのよく書侍形後拾の巻ふあひして夢ゆきさうつあはれ
和あつらふ入て二代の集ふあをけしゆきと連
訳あつらふあをきとみかろうとあはれいひみらひ
ゆりてうらめは我執とあこし中やといふあをきとあひ
ゆりてあふとあつらうとあはれいひあをきとあはれ
の教侍とあはれあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれ
りゆ也老のあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれ
とあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれ
あひあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれ
とあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれ
とあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれ

られゆのせりやとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれ
あ終ふとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれ
是又上とあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれ
ゆきハつれあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれ
線竹の道ハつれあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれ
うひまとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれ
あつらうとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれ
中絶さうとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれ
ゆりあつらうとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれ
ささくさうとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれ
へいびとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれ
こあつらうとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれいひあをきとあはれ

家武が紙物として僧俗男如も海く一不徳會り
地と人よ常れ愛慈若猶とより紙をてりる輝ふ
候よおを存る候威智あわし河く人及紙道はん
とあふよりてむくよ此作は其意とあわくも
法主のち後きり人の心向いふと徳便れり
照の心紙つち紙くあふく思ふと此思ふ天
骨とあふりてむくよ也あふひすの紙れり世の
くく今生れ頼満とて後世とて念ふ軍に
いとねんり入るり思ふよこくく候人善薩の
いとくひよまてく毎日く期せく海に紙は紙
と灌と紙ひ南方も向せあひて至誠なり
まて一非的世の海くまらあわくかろ納文

紙のくんいしん中紙報せよこれか紙人紙
もてふひの神意も紙とかてく武威と尊
ひく法と後の心向とてりる持る紙とて文明
統の天下に成てくよ紙のくくく
一孝行とてくく紙のく
高きと早紙と父母のくくく父母の恩の重
と紙のくく神意の用教たり紙のくく
紙のくく佛の教は紙のくく父母のくく
紙のくく毎日紙のくくく紙のくく
くくくくく説紙のくく紙のくく
くくくあり敬て紙のくく紙のくく
くくくくく紙のくく紙のくく

飲物に号して為らむつらもめすかゝるはまじく
あも流りてく行つ子押さふさやうのりく論語
乃文あもさく海にうりか一礼よとほふはるんえ
より下へ上はあうそふよ法合めさ物めさハもを
解くさのり礼よなふはらうそて中程とあふはく
酔まささるは中程りいあも面わく舞をやとを
然ひて酔くあめえん時たまれくとりやく痛ひ
らんよあくさうはのあも大さるひあやめは也さ
此書めし酒酔て後息をつらな誠きかやとハ
中く流りてくはけ醒め午程は成あん時く
はるひのひのあくハ是ゆかづいあも向後ハ料飲
さうすくこ作らねんこは程物らああり成下

一政道と世心と善と徳と事

行事と善ともあらふ事ありき政府と事と行ハ
んよあくへくはと事す社の本所然と分理ハ
押へ知りてかかひくつと後悪の心と先く後
代の名をも和尊ともくありさるや徳を代ハ忠
節まもさるさる徳あて自よ志程の徳ともあり
むのこは情と事の中くいあ計れくは徳ハ徳は
さともうゆめ子孫とあふふのあさハ徳を忠を
侍らすやもよよりて政道のことを指さうるか
善の徳ハくはあつあう上哉一徳と徳人あつてハ
くまら入りとも同く入られくはさ徳ハ
さあふはくり徳別は心とやめめく徳ハ

と物とのさ物も若異ありて一何うか又是れ
分りらむし申され侍まはれり御心と申す
若とも申す下一かひく様へは此亦おもて
小治判初有と一ありと案申されは代交うと
やそれ下かひ法成致ありんは何の御う侍
さ一方ひとれはさハまひ故病は治りて出致
書くは判とすへらねん斗也きとひ又故戒のさ
取ともあ方の所殊せんとも取もさそともあ文
作付経れて批判致されと理を申すはねんも
いへやそれ事なりと一且同のやまり又之御
そりとも解りて越所成あて申せんといふも
おらまんといふも又今何いへるらふあはむび
らるとも申ありありと一百楨の故あまな一日二日
悔意をたも経へるはれと一とにらり様らねん
あとい向辨あり事成と一とらと一と案案多しあや
事多しとらと一と帯とらありあまといはれ
申ゆらとの也

此一冊者後成恩寺殿抄他若也自
常德院殿依所望被進之則以抄第跡半
寫之畢

大永七年十月廿日

藤房道判

右文明一統記以伊勢貞丈立原萬伊下維磐載本校合畢

右派類首古十古雜部

文政十四年卯年正月元日於意城郡依用御原新村等々

あやの言より御あつるまゝにうまぬり候ゆゑに郡の候々
ゆるり年とまゝにゆるり候ゆゑに御あつるまゝにゆるり候
公の御あつるまゝにゆるり候ゆゑに御あつるまゝにゆるり候

中村萬喜直道

董菰録卷之四終

董菰録卷之五

中村直道輯録

樵談法要

後成恩寺開白 兼良公

一神哉うやまふへん事

我國に神國也天啓り神をけし後三神七代地神
み代あひはさむひくよる川乃あつるは成りしは
熱り又君臣上下のあつる神の苗裔より成りしは
あつるあつるもよるて百官に成りしは川乃あつる神
成りしは又議定ししは神定始りしはあつるあつる
先神は乃成りしは神の真のなりしはあつるあつる
みか神は乃成りしはあつるあつるあつるあつるあつる
此の年のあつるあつるあつるあつるあつるあつるあつる

わくとるもはたふ二百廿二度の神よゆりてうたれつゝ
ときをくゆ物也ま中に七百廿七たはは神祇宿
よりうたれ紙就きくたのうり二子音九十九たはは六
十神國のまのつゝさあへくうけしゆりりて幣帛と
まり也年中は災難とありさう國土のを統とある
ありて初事おつゝさあへくうけしゆりりて幣帛と
年穀の奉幣とありさうのまのた二社おれし
幣はともてうれて早水風吹のうまへなく五穀不
熟ありん奉紙いあへくさる奉りりぬ穀八人民の
いのちをりあまはく人うもさうりくせむや古二社の
うら石清ありま田祇園お師の心社く延喜式の神
名帳よりあは社をりりうりて式外の神も也

りくはとぬさくゆりりてと後朱雀院の御宇長曆
二年八月廿二社ありさうりてはは石清お威也昔ハ太
極殿の行幸をてをた使と教造せられりくともをた
角ありんあへく津減宿りてとさかつゝありま後
清社の祭とありと郷女おく奉りりてさうとありま
をたあへく月日支干れは年中の事のみえあり下
中あへく六月十二月の月次の祭九月十一日の例幣十月の
新嘗會ハ四度の幣とありしは伊智を津宮ハ王氏ト郡
中江志郡の百姓の心はあへくさうりりてさうりり日
は清社奉りりさうりりて最重の祭也代々の聖とありり
まも我は身おありさうりりてはは人民のまあへく
わくありさうりりてはは神も也神明と由緒

二十九代

あさ祭となうけふるる天子の百神のまじりたる
日本國の神祇のみか一人ははるさうりやふたなはて下
主の太將軍とゆをりて一諸金の神はく又その
か國司守後地以て属一給へあふりて初年祭の
二千餘座とし國司の川もくゆ也又神の祇子孫の祭と
せりまはるを治めまうて法社の祭の使よ神の由
子孫とをのひりひらりたり石法はれはよな深泉
の人ま目の使よ太敷氏小師への菅氏とありひりかえ
人あさ時ハ地姓とときゆ也ハ野御霊と申ひり
謀叛とあうしてせれ心とてさけとありひり又何事
あくともうく女取あくる人の靈はつれらはるり
あさハ神光玄述の神のあてとゆ一まきゆ也のあじ

其神くよハあやハ先祖の靈とまうりて神くよ神
まきまきとよとれた也くつとれた神のまうりてあを
何ハいつあとも子孫あて左任ともうりもあは
あはあさ一とてさう一橋の博覧の撒落文論のよ
まあまきり鬼のゆきりあまきハすかりり病とあま
といゆりともあはれゆきも一鄭の國ハ良霄と
いふ物のあさばとせられて死あさうは靈疫病とありて
人民とまかひりさう子産との小智恵のあありて良
霄の子に宿風あけて祭のてははるさうとあり
くそそれまりのりハ人ともあそともやゆり又神の祀
宣くハ事一者くつ孫りまけりや弘仁^{仁成}元年九月
の官符ハ位異のりハ聖人證りて妖言の飛ハ法制

希稷より一たわくをとりとうけをぬきんや
一佛法とありふりてま

それ仏法王法二なく内典外典又一法也とありみ一佛
の法つありとありと小推賢の相違ふありてうけ
ありと八宗ありわくまゆりいあり八宗と真言華嚴
天台三論法相俱舍成實律宗あり俱舍と
法相と付くれ成實法と三論と兼学とありとありと
亦宗ありありと後淨土と禪とあり二派ありとあり
然八宗と禪と一 天台の事八宗をけき八あり
とありと唐より八宗ありありありとありとありと
もや八宗の血脈とすありとありとありとありとあり
おとくと今よりあるありとありとありとありとあり

法とありと禪と一 淨土より禪の遺物あり
とありと禪とあり八宗ありと断後ありとありと
外護の心ありとありとありとありとありとありと
乃宗ありとありとありとありとありとありとありと
所修ありとありとありとありとありとありとありと
一とありとありと華嚴天台三論法相ありと法門あり
畫ありと義理ありとありとありとありとありとありと
真言八暗誦ありと灌頂ありと其人ありとありとありと
おありとありとありとありとありとありとありとありと
名の因縁ありとありとありとありとありとありとありと
百六十戒ありとありとありとありとありとありとありと
淨ありとありとありとありとありとありとありとありと

うん南老の人のひ二乃門より汚れりるハきくねる下
それを入らふつさくも也天子の侯より孝をハま
仁徳の幼紙されりて幼て明儀のきるれきるとか
治大將軍は職は痛く武道よりりて方氏の
うねへとくつせ終りつる佛法はゆりあをゆり
つさ紙ありひハ坐禪工夫よりゆりゆりて
稱名安んぶゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
ゆりとつこく入本願よりゆりゆりゆりゆり
下りゆり者梁は武帝ハ佛法よめりるゆり
大同寺より幼孝の孝よりゆりゆりゆりゆり
と世の解はも思のきりゆりゆりゆりゆり
とありゆり天よりゆりゆりゆりゆりゆり

あつと文武の道とくつ侍は人ハ侯景よりゆり
紙ゆりゆり兵紙ゆりゆりゆりゆりゆりゆり
ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
ゆりゆり唐の大家よりゆりゆりゆりゆり
仏法よりのゆりゆり先國をゆりゆり民を
也ゆりゆりゆり政道とゆりゆりゆりゆり
ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
三百年にとゆりゆり天りゆりゆりゆり
漢ハ能生ゆりゆり若とゆりゆりゆりゆり
ゆりゆり天下主願あり入滅ハゆりゆり
政道とゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
よありゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり

以而治其初の大將後白河流の勅記七十七代より六十六代
の想也補使は補せられよりあるは後滅するは武
の代官とけき海にまほせしむる代はつるをたこと
例をとりしうへいさやくさるあされありは法をとり
かきり河の将命の介をたけりいひとあはれよは事君の
良と成りし十代は極氏の位をぬきこして康直の
ほまきあせし因徳徳の行末代は及は冥冥あせり
あひ業花を子孫つるふつとぬきもされは事君を
ゆへ極徳成とたすり事とんぬくあめんあせり
あすすや貞永の式目は或は四司願家のうせうはり
或は地頭士氏の然背よつとそは法のいより形然るは事
節の儀とありああられ總使のさしうに補せし

又建武後醍醐の法は守護儀は上古の文替也國中は法
其は儀よりむ思用し補せられ極氏の教たりある
つとらとそはは式奈のこころありは河はあさるを人と
あさひては儀は補せしゆへさうしめえきゆや極
るよ南河の法あさう上裁あせりしは下知あせ
あさるをわしゆへに極成をりて他人の事常は押
領し富し富はるは極徳とけとらよ事ハさ
ゆりてこころあはれありあさひ共常用の事れ志
ささく人いふをわくさるんをたをた下しそよ
こる貴れあさりしゆへに度とあさる人よわく
こさぬと思はしめ事なりし妻を珍寶及日後
そそれたるけりしあさるあさる志はとさし

之器用と云々有りて言ふことむゆりて又堂類と
法をうむる毀譽とある事誠は剛毅のりなる成
へ一むらひ私れりてみ成るは是れは言ふこと
よおいて言ふことありて事ハ未練のりなり
さてその器用といふはめくありて一果は定る
るに孔子の門徒はと四科以て有りて祖の切
は二ハ之傑の不同ありて一は由一ハ西直
廉傑といふことありて人となりて一ハ
なむれは是れといふことありて人となり
馬の力も草一して心はさし人となりて一ハ
ありて人となりて一ハありて一ハありて一
めはうありて一ハありて一ハありて一ハあり

りて人となりて一ハありて一ハありて一ハあり
かくして一ハありて一ハありて一ハありて一ハあり
に久しき事ありて一ハありて一ハありて一ハあり
先きんんいふ事ありて一ハありて一ハありて一ハあり
小乃根茎といふことありて一ハありて一ハありて一ハあり
みはありて一ハありて一ハありて一ハありて一ハあり
みはありて一ハありて一ハありて一ハありて一ハあり
人となりて一ハありて一ハありて一ハありて一ハあり
君のありて一ハありて一ハありて一ハありて一ハあり
存ありて一ハありて一ハありて一ハありて一ハあり
中に入りて一ハありて一ハありて一ハありて一ハあり

かゝるんぬんきり人ハいさむしつと申すなり一は沈奏
といふあといふさゆ一と申すにゆりありさといふあ
とまをばいゆさくしりあは事事艸の物とさるん
多しゆり周の代々成王と申す門ハ周公旦といふ
ミ聖人あて國派あはゆり一と管叔蔡叔といふ
あ一とさう二人あて沈奏せしゆ一と成王滅
え一とて國公とさうけられし何の風とて世の
あつさつ一と好の田のさしと扱一ゆり一と成
王の文武王の病一ゆり一命今一と周公
と沈入らるひのま祭金膝の書といふ物とりあは
えれてこれゆり忠と人ありたりとあゆ一とさ
沈奏一とさう二人とい沈とられ一と何の風とあら

よ地よゆり田のともあさあ成とゆり一とゆりゆり又
ゆり多さなり一とゆり侍系延喜の御門も何年にお
とと沈奏よとゆり事管惡相の御事とゆりさあり
一と申す也總念乃右左將の何梶尔年之系何と沈奏あ
つてあゆり一人とさゆ一とありとゆりあは後ハ
景時と申す京事ゆり同時ありとゆり淋とれてあは
ゆり一と沈とあゆりりるあ人あゆり一と何の風と
沈奏あゆり一とあは人あゆり一とゆり一と沈とあは
一とゆり一と若長く侍ゆり一とさ
者より天下の礼とあはゆり一とさゆり一と何の風と
あはゆり一とあは名目也一とあはゆり一と何の風と

らりおをきてゆりたる所候も付しとら入事理世々の
人ありとらりしれし心すくはありけり事と三
尺の利銀箱の中とせられし人もとせられしはら
は忽ち百里外にゆきとら候事とせられし
又権虎の御山より付てはきく物あり夫ゆふ其
隣に角ありふふありてははひあきし
人候ありしと重人の威ありしをうけり
はり好持し武刀の威ありしと使はれし
威ありしとありしをふ及りし事なり
て大ゆも成就せしははせすしと人少
侍とありしと事と格とれを大威あり
候りしと法令ありしと事とありしと

かりしとと能りしと違勅の人とて一尺の
飛料ありし人の所法理より付てはりし
所りしと事ありしと事とありしと事
減り候りしと事ありしと事とありしと
かりしと事とありしと事とありしと
出さ事ありしと事とありしと事と
背より出はしと事とありしと事と
され又向後しれり事とありしと事と
はらへしと事とありしと事とありしと
ありしと事とありしと事とありしと
勅ありしと事とありしと事とありしと
おんをせしと事とありしと事とありしと

久しうゆりてとて悔むる誠として成致をせしと
遠宵より是の別して飛科は處をくめて一代に
武將の之例とりて義兵とせしむる約敵は推してす
みやうふ退治のきつひに及ぬる事理のそは所た右
よあさふ候あうすすはりあしとてりれ中におく
らしていつれも亦北と悔水落りやうかうかおれより
計略をくくも又仁の道もきくくこれ又あうは私
外に心とりて冥の懸望もきくせられは上裁と用ひ
雅意はゆきせん海歌はあうは自滅を信してて候
威勢は付をる事も又亦歌あうはあうはあうく
何れあまともく候へくはあうはこれを退よりれさハ
ひんくくく軍の所存も有へくくくく人くくは反

とけり可也

樵夫之王道と法をくくくくくくくくくくく
王者は戸はりあしとては法也今ハ八條とてあ
せふ事ハハ備大若麻の加護もよりて大ハ婦の
國は法はくくくくくくくくくくくくくくくく
名有ゆり物あり

常徳院殿自筆御奥書

右此一冊一糸教沖化者也可秘

文明十三年十二月六日

自沖方沖所撰波下也

又的而年七月也

義覺沖判

以他本所載義尚
自大樹政道論要可書進之由示給之間暫維令斟酌
及度之有抑僧徒仍於一書書出之文明十二年七月
廿八日進覽之奏者伊勢二部及門尉也其後以抑使
本給之波進准^{義政}伊方之處有抑一覽波廣及申
能之可波守此法之由波仰之間一限令祝若給之也
同若外類可書進之判也之付抑使令返進沅頗
可謂眉目者也

三國老人 判

此一冊借請政江朝臣仰量綱令寫之書

長享元年仲秋日

槐下案門 判

右此一帖申請 龍翔沅年書寫之於辟病
之誤者歷覽之斃人添削之矣

延德三年五月九日

律師宏威在判

右樵談治要以橫田茂語藏本書寫以讀耕齋藏及流布印本按合畢

樵談治要

薰稿録卷之五終

文政十四年卯年正月四日於碓用郷寫之

四百七十六離部也

中村直道

薰稿録卷之六前

中村直道輯録

滋柳

明惠上人傳

承久三年乃大札の附梅尾山中小京方の所多く濃
立たるより聞えられ秋の援助義宗此山を打入てさうし
けり根籍のありき如何もひん大將軍泰時朝臣の前
少く沙汰す下しとて上人とてて先ん進きて六
波所へ参り乃ち長壽寺明住持沙汰して侍小沙汰られ
あり軍勢堂上堂下小充満せり義宗上人と先りて
彼所へ至て其のよりして中村直道は先年の波所へ住せ
り所へ付は上人の由変因及縁一久先仰天して増界

乃命と奪まらんを成かすのみんまやいんを我お作
能仁のいれへハ捨て代て全身と誓の斜とをいも
又仇多る虎も身とまひ作し其まくハ大慈
悲しそ及れんともわらうことなまめくやハ作
かすすともわらハ袖の中やも誓装の下にまくして
うせりやともわらう向後もく可資は是政道
のためハ那成りたことハ作りハ何ハ最居る首成
とわらう下とまき誓期は是はと閑居候ハ涙を
押拭てゆられりるハ子細りゆれ田舎夫たハ丸布か
糸はくわらうせはははりりて返り不可思成らんさ
割舌神とまき油と入下いらせん糸と思不サハ今度
前をわらう今上候りる哀お糸糸上はんて生死ハ大事

と歎けりるあうり涼心中ハ校成りて世念劇ハあ
うれて今ハまきと成り何りやお哀れ糸糸月ハあ
変りりるまきと家ハ何りゆりハ何り成文ハ何ハ
ゆりてり生死ハ何りあれんまきハ何り物沙法ハ柳
も私かく理り候りてまきハ何り花ハ何りあ
まきハ何りんまきハ何り上人昔給りるハ何りまきハ
あうりて振返入ハ後生まきハ何り今生ハ何り滅
か也それと不及りたまハ何り正理ハ何り何ハ何
ハ何りまきハ何りまきハ何り生死ハ何りまきハ
何りハ何りまきハ何り山中ハ何りまきハ何り佛
深理ハ何りハ何り輪回智免ハ何りまきハ何り俗
發して難念ハ何りまきハ何り法ハ何りハ何り

てありしころは人々を世小大地獄なるを現る
唯其木の根ある人の道て少く人料少くあり
天帝の教鬼の言業少く不忠刀杖も不憚者也其今
少て毛門法の事てゆらむ河のうき給へきけれ生れ
と海ぬまんとありひ行り難く何更とも打捨てま
つ佛法の心も紙信してその法理を能くしる人
く後世あり心正法政道をもとありひ行りてそのつ
ころよりきまをひてしころ恭時大に信作の所
小住して其小ありひ入あり物也相印樂用意して百せ
きりて門の條もく自送公一まけるま後を御靜
りて帝には山小赤治して法法りされり次乃威
義時胡臣遊去して後天下の事掌に握られり

突初小丹波國の大庄一所相尾小寄進せられあり其れ
上人波修りあり寺小所領たれしころ住り信作
まのふ懶怠懈怠なるありあり新領あり信食事
闕し衣裳補ね下ありあり心して其心者川
居て孫も南よれ成りて寺の修りありあり小付て
鬼とも西をた酒りり一其具を切川さけ其奇志派
りありあり信作の勝斗きりり山寺の信のりあり
きりひして法海く成りりもありあり信作の
貧ありて人の恭敬を衣食しすれは自放逸なり其
の信作して滅く道す新く其信作末代を
りしころも十方具の信作も甚く其れは自然法
猶も食糧も盛也不律不無法の信作の肩とあり

かゝる僧家謗法の罪とあゝふるのこ小りし次合カ貴
教の事もあけまの隨日家傲して荒瘡の地と爲るま
ねりゆきいたよ城の平なるありねとも二とく物と
人の妻殺せまゝん莫ふりりて不律儀カクシありすの誓
法命と絶方なりありへく也又所於のよをてとるべき
寺といんすまの左様ありて西汁あんともとての
ち小市原あんといひんハ申く法のわらうし
と見え返るやうに佛法と出宗の事有難いともは
所と誤てハ存有るて述一行より秋田城イロ又義象ハ
之後出家して上人の由身あり成て大蓮房光智と
てま門と記傳成ありけり

秋田城今入道大蓮房光智法く云奉耐朝は常よ人よ

きて行ひひハ衣不肖蒙昧の身ありとありし様すの理
おく政と官りま天下と作たり事ハ一節よの息上人の
以爲也まぬハ取久大札の後在系此耐帝と相瑞と或耐
法法の次よりあり方後と誤て下と治る術ハ一と
ありたりと一上人波作云何極苦痛顛倒して
一身穩中りり病者とも良醫をともくあれは冷より
發ありともハ熱とともありとも病の發るは根深と
ありとも葉とありとも炎と加とハ刺其冷熱さつて自病退と
身耕候ありともかやうに因りれて治るはハ何の役と
向くとも先根深とよく知終ふとともかくて今日の
前よりある飛るりり法とこあひた貴らりり沙
汰一終りて汗人の心とゆとくくも成て和と

何とてうい後見誠とすへんそそ二任家よりと請り
ましむも今海くハ聊と不足のりも変もす一如地
弟小款は振振一取厚ん天下日とハ治く法法
年と逐て安穩也者のうら一法とるハ志もく新の
ゆりめ海風園ハすくれ一も一節よふハ人の思言よ
よ分ありとそと波とそと扱ひ給りハ此大守志前ハ所
論人あて来るよハ對面一給てあり一けくくと
あ人の面と守く一汝命云恭附天下の政を定て人の
心一野曲なりん幸と存法ハ今争ハありあり二人の中
ハ一方ハ必定野曲なり一下一廉直の中ハ論を交なり一
本何の日あ方文書と持来らふ一下一南日ふふ一と野謀
の作よおのくハ分と相まふ治く忽ハ罪もは流罪也

ト行下野野の者一人國よあまハ万人ヲ福と及て夫
も天下の款何よりもよあく一とさうく一吊給下りて
まれつらハ許とるふ許くハこれあふと令せられぬ
下一並あり一とそと各所のそと後あ方ま令て或ハ相談一
おハひらわこれとすハ新員て論新法もま治けりとも
款のり許と振振人とい甚感一矣一款のゆ一と者よ
向てハあハのりそとてい一めけひ行一ハ人ハいあも
してそと款ハるなる事一出して國を事んこ
れとを記帳も近き所も心と知一ハハ一と勵一ハ
人の抱探るん棄るん一とすハ所ハ終てなかりきハ
らふ付てハ國ハ穩ハおさゆりて政賢一ハハハ寛法
元年天下飢饉なり一ハハ餘倉京と初て法ハハ富も

後堀河

かゝゆを給くひやとも主徳かくハ果して福ありん交
久しうし賢賢の洞奇歎自古和漢の國ハ以力天下
と教むくひえよ長く持者なり一帝も漢朝ハ祚の代
より至今九十代もあてせし受継て皇祚地を傳し
夫百王も獲の二十番祚末代と云らもあつたなる
関王一朝の万物ハ悉國王の物とあり然と云交を
然ハ國主としてもとてとてとてとてとてとてとてと
る理なり一服を理と命と奪くひやとも天のつら
あらくハ義と好んぬれ量のかむ交りんや好んぬれ
うじく厚くハハ家約のわらわらと天竺震旦あして漢
伯夷叔射ハ天下の案と命ととて蕪とわく命とつ
きと王命にうむる若輩王と蕪と命と食んやとて

あつれく其理必然ありとてとてとてとてとてとてと
たり理と知れとととととととととととととととととと
臣放又命と奪はくともとてとてとてとてとてとてと
いさなりとてとてとてとてとてとてとてとてとてと
なりは一王城と傳くありととととととととととととと
を傳くありとととととととととととととととととと
客と所とととととととととととととととととととと
之所小賊ととととととととととととととととととと
おるなり其理なり肯けり者理小肯ハ冥乃慈覽天のり
なりんや大少ととととととととととととととととと
川くの少事なりととととととととととととととととと
交あり河曲雖ありとととととととととととととととと

くはしとせす事なくい堂地概に入夏如夫のりん
や心程を足すりふも程の理小をむく一紀年志終き
夏よりゆくやふふくもけることたやく神福の成ふ
上にお成は且八痛おゆくま、恭阿朝臣あむと朝門の
海よりぬ神小を一のこひて身成とぬとてふか
おして成一志成めく昔してま此夏祈禱の趣日本委
諸中な成ゆつら成さして次白きくみて自然はるるさ
故將軍大相國禪門の一教と滅一龍顔と休むこと可
民の然とあまけ君のわく志と成く一志のわよれと
ますもあ記成とあめてい先思よそあへん夏といふこと
殊な成とまうけてて刻君の誠きん幸成ゆくあすま
何いといふる何い成ひま一六六の門もま一者との

上一人とありん一まうすといふ夏す一めはのつと成一
故思りかあや官位俸禄日々にさひ年々にたされり
大納言大納言さきりこのふあは日本國惣進補使と
成行さかり付しあな成國禪一いつくお朝臣成成志
つり敬慮と成を先ま川に成と成を勅裁と礼さん
と成つり成より心より成て願成り成也御み今成もて友
位と成りあ成り成成成成成成成成成成成成成成成
かこくも成と成ゆり成れも勅成成成成成成成成成成
勅命を成成成成成成成成成成成成成成成成成成成
親成眷属忠告小成すり中に祖父時政父義時成り家
成り成り成り成り成り成り成り成り成り成り成り成り
成り成り成り成り成り成り成り成り成り成り成り成り

並唯一川の所と川に後白河入る者深山中小排ひき出さるは
霜積朝降りて幕下遊去の後公家の治政瘠るる忠を
者も名とて大母能波罪輩と勝斗法皇大なる勢ひ方
氏を結ぶる族主代相傳の法皇と彼が放お
しふ給ふとのいふは是れ昨日幕下所へ今日改り向一
船一舟小入四人のまをて西より金銭をあり奉り
新に法皇と人あくして山城海城みりたり法皇安
堵のありひかく藤原の通るまをたれ也まをたれは
よせめし海者多く坂厄ヤマイよあふ者教と不知はまをたれ
時よ放原の間実末深歌ゆり別結白法皇の関東を滅
と承へるより内へ渡関えりりやとせりあるまをたれ
いし程の愁りに不及法皇と忠節のまをたれ伊賀村宿光

季禱く教百跡乃友軍安東(教向の)一関えりり
又義時をうふ布と振る法皇は天下法皇よ及ひ
くくふへる内儀とまをたれ法皇は後行の法皇
衆と二佐家小中法皇合中なる衆討者中と云平大相國
禪門君とあやゆりまの國と教りりまをたれ故を將殿
以氣あて承て討まのけし法皇やすめ下と治てまをたれ
朱國赤ら忠を法皇よまをたれ罪と蒙らんまをたれ
公家の治法小あはすや法皇は一天慈悲王まをたれ
まをたれ一朝まをたれ法皇者臣忠の忠は任せり
下されたりひりまをたれ法皇は不知有まをたれ
まをたれ法皇者法皇は衆とまをたれ法皇は
まをたれ法皇は命は衆小法皇加法皇何のいふまをたれ

其力也若入若免をうゆふ可也山林
もも住て抄年とを送所へさうくちなる
義時羽長智業しておひ交る年少くあきとを
それの君をの政ありて國家治る所の年也今世若の
以代て成て國を治る所を安上下万民を治る所を
以て交る御小國未進退の分國計御此横那も亦
て万民安樂の御ひとせり若此一統ありて海
かりわつて一日も著くしてあまはく人民大
然て一も此と終して治る所ありて天下人の
御さうりくたへ一身の冥加つと命と御さすとの
とて痛まひひも先敬あるにありて國武を治る
御よひ義も及御其く於自天下取て王位も居りも

國未若運と御さすも此御後を改めて別の君と
以て御即ち一と天照太神正八幡宮も何の御さる
へ此君とあやまりもさる御さる御さる御さる
御れと御さるもさる御さる御さる御さる御さる
トへ一とさる御さる御さる御さる御さる御さる
上へ天の命依御背あひひと御さる御さる御さる
先八幡大菩薩の御前ありて赤橋の御前ありて馬より
下首とを御さる御さる御さる御さる御さる御さる
御さる命とを御さる御さる御さる御さる御さる御さる
と成て人民とを御さる御さる御さる御さる御さる御さる
とありて御さる御さる御さる御さる御さる御さる御さる
三鴻の明神の御前ありて御さる御さる御さる御さる御さる御さる

天小任て六運の究あらん事を待て而御の難かく
して今に好むるも若くは神の類のをも次不釈然り
而後意ありて此神を具せし國家の政と大もあすけ
てハ罪一人ハ悔す一仍一食すある士来とは次
らすして急も是と同一度のみを何らあも士来とは
終りあり小も小あふ一休一夜行不安士結といはれ
侍ん事を怖ふ進んでハ深万人とあせん事を計運
てハ必一身は失りん事を思ひてはとも天性蒙昧
ゆして不及所ありんを識り其罪難免今急懲
乃御を承て感涙難禁ま

上人沙緒抄

人のあかへきやういこと七文字と可持也僧ハ僧も

へき極供ハ供の多くも極也乃至帝王と帝王の有
るに極下ハ下下のある地も厚く也此のりへき極
とをむく故ふ一切ありき也

文覚上人消息

此を承て乃任春水ぬ沙返更ハ先よりていとも相回
一幸と申し也返とも故大將^{頼朝}敵の仇とけりあゆを
ゆくわくして春衣わさう是より此の更ハ故大將
敵東大寺修造の事申行せ給ていとも又馬権の具隆
之備小出力申くいへる切法申て後をも定て資
せ給ぬん^{頼朝}と存ん文是も此力より仰く此の恩徳と被
て衆生と利益申事申すといへ此恩の由申計帳申
仍作念先より毒穢小わり一ませ申念願申事小
てハ但徳と行善と好む人よりてわらふ事はとい
不義^{名取}と振振申小いりのわらわを弁^{名取}も也わ我とい道
物の命と斬酒より財^{名取}もわたり歡樂して明^{名取}言

を仰ふ人乃歎もあうそ國の安うぬとくりみまを
申交ふくい法と申者も申ハ佛法とありあま法
成ま一せとすくひあすとはくい心也わや法成
男婦女百姓万民小いりるゆと有り物と父母のことと
まわすゆ心と人とりありあひ申は是よりわら
いふくして放造不思成^{名取}申すもあつたのこりやと
わらふ人信信^{名取}あつてハ法道と作てわ禱^{名取}をふと信信と
可法作蒙^{名取}たりとてわらふも一と外法の諸道ハ京
不及あつてけり申てわらあきとも其檀那よりわら
あつて威重なりかへて悪は是よりハ信もわらうと
あつらひまふんわらて色代を原を此終ふさく
作らん者小出行と作付く此財のよりとも同く押

より我國他國の民よりと家入と出納ありのこまれば日本
二千余別は少くあり野のすまふのわくまもと神の由
知り也然と世の物志は身は敬む時新と主所を
以てして不化と以て教書とて神社修むへ以て進乃
更へ更と神意も不可計は只此のよへ正直慈恵とて
して内典外典と教のうけりて若く修て施物と派
らす以て樹りて名を以て心なく民百姓も樂んは神の
擁護も教も樹りてくまのよへ所化はるる友は夫と神社
佛寺小奇進事は返と神道も亦も亦省はもと修て以て
て有る皇唐と寺人民は育海せ修更もくくは備り
諸の寺社等此の市中に不化被後願創せんとして派を
更へ不化と此程可有る仍此國の民の終はるるてく

事よりてまゝ大海はくわれば修く水もよりて心
らりてくまのよへは福徳は集んてあくは福の心
らりてくまのよへは修く作は心よりてあく
中へは帝王將政將軍の權て身の樂とあつて只以
わてして人とも川のやき人ともくわつてあつ
ふまとなりてくまのよへは修く皇時侯わや海は凡夜の
福なくまのよへは修く海風もあつて世ると神小のんとき
修て心はさくまのよへは修く武士の法と一
之不化双修の廟せ給へ樹君の也敵く成のれと神人
わもあつて神道と人ともひひむる悪人ももわつてあつ
せが罪ありん若くは修りてくわのほくときをい
く將漢とこのよへは修くまのよへは修く物も命と教更

とあるを治る物とありしをたの命と投訴然る軍
とふ中ゆは独よ家勇を治まうすして天下の人より
人ともおもしろき世治りぬい山あり海城強盜竊盜
多うして治るに四のわりひは禁制頻々下り下知ふ
けを戒へるも孫作しとかりく戒へ一人を斬せ給九
悪黨十人五成のつりくうあくうらんすきせとハ
我の勇の料とし治やく一志にしく悪黨の料をのみ
思なく捕ら搦ようてりき足幾も幾同圍り入よ
くひと切手とと斬きと枝治らんし四うくく
相後生の罪とハ為せう方行へる全人の出分料ハ
ていなり一兵戎身のをあきぬ料とあきくも武家の
政道ハいつはゆわも抱と知く一人は同一時よふ

安一とそ共一口小首へい一的を射り似るごと
中ゆは是をゆふゆいへ是と目出及申文ゆせんさ
ゆ為ふ小治ぬまハ先あき角ゆきと治ゆいすりも
かくゆ中治も治くゆ教書とゆい孫もあかゆう治
とそ目出は国出ハとととゆいゆく同出な何ハ高
て古今の同小悪黨あきわとあきゆゆとをさめ世を
すくせ治てつう人ふらうらんせと治とうくれをせ
給ゆいし事ハ善治の人行りてゆいせも治りて
へゆ教書とゆとくゆい一治形かも成きくゆ也
全作者はハうやうゆ所治の報きてゆゆ也取去ゆ
ゆハ文是とハゆいゆ強さもゆいゆわいゆいゆ也
ゆゆハ別てともゆいゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

西洋之船も若かり樂ありて人々歎嘆の言
ひとありてや舟もまこと浅き痛くもひ
子のせんるい流く入ありともまき小流一由りま
惜ひひと目とみせ糸らせ行へられういさく
之行む後の中樂ありまひへきく取たわ角よ八内こ
中てひー也京中の者中念ありいさく物と好て入
の歎とありせお給せの費減しう入のさきせ行ぬす
ていつしり更とまき入らせ行ぬ孫也前ひくさる
あふ人言いとあらて只目かおかり一由りまき中と
まきとまていさくうらと八一川とまきせ行ぬさき
給ぬぬこさく届きて誇りけぬ也若く孫よかり
由りはいつてうおやれ由と換て帝とまきつとせ

國はの國はハきり若行へにそれと押車とせ給てうと
れお給ぬとく下まら更とお紙を若かり一由りまきハ
所まのせんとも志給しとまきとまきと又是かハ
うあふ舟一とあるまき給しと紙心ぬゆとせとハハ
一更うとゆもまきいら入へんそれとや一とまき
くは也給てとまきかり一由りまきとまきとハハ
とハ物初る舟入この本文を以てと形とハハ君を
せよまき幸紙只一言小中出とありハハあつ念とゆ
いせあるまきと舟りまきとハハ明王ハ定とせ
行ひてはありまきけぬも船の由りぬと金とは何あり
まきと給ぬとまきと黄金紙まのせと若給んま
國ととハハりて兼穀とまきとハハ民と給ぬとハハ成

て進ませしむるは、
いふもく、我は男の者、
山と云ふ、
忠誠の入宗徒、
法師の山目とみ、
守りたれ、
此代、
多の毒、
忠、
くも、

往者、
玉、
心、

正月廿二日

鎌倉

又見

道環幸、
方清門、
文、

頼朝作本波下状

建久二年辛亥潤十二月廿三日丁卯作本小次郎兵衛尉定重依山門新被處流判對馬嶋之処不慮關許出来被殺害之由今日有其說幕下被問余驚

廿八日壬申作本小次郎兵衛尉定重被死爰流言不及之度強之性無其疑依那院山今日為沙汰被遣委細書於父在後門尉定綱許之未敢就國次郎之清事海之くも也福丸せりありひさ侍更もなりし事不便の事也一方ありぬ心中も思召御し海也より記者ありせしひあき解らんくはやのこをり若ありもく清覽せし小案あり

あまのふりく物さひくして父兄身ありを智とくを天下の大事ともおぼせ候向ハ為も強より小を以んおま更の次におまハ仰りくして定綱と程もふたし持ぬまハいひさしへよかしくも也武士より若ハ僧おりの佛の戒を守りれありおとくふりやあまのへき也大方の老のくあめり帝王を護まのりう川はまの也又高野の禪念及の山丈那もくまをさ護あまのくまら更もくあまを雖もまらやこの西とらんも二三百町を持事と志ハ川ももくして其嗣は命と君りまのすふりそく私の物ハありすこおりのくありふついては身をまくしんとまくしてあまの物あり海守小款されとも悔心かくて物さひく

かす討ひなとらとせむう能事とせむとせむとせむと
ゆとせむけめたら川ぐりかひき武士あしけり決り也
たふぬえは法師と云賊と若く寄命と力を換へ
ゆりいん能きうりゆり討也身と徒らあせぬんよ多く
の凶悪のむらひもせぬん^下小徳病りさ交也古
物流ふ傳ありあし多回^{期光}抄津身版のりたに天王と
闘えありたのこたの中にも時と云い自知て宗と
けり綱と云い新巻してまうふ時小心の討ふ成標と人
とくしひぬれいふ時返言ぬ心の討とありむとせむ
脇病と皆へしひぬれ綱胸と初ききたりい交と終
りひ結れいひぬりさ若くあせぬとありすしと結
病ありとせぬとせむ心とせむ帯とせむ人用心と

終せよとひひ川の心也唯うらむ交たわと大交と名
らうと若物とらぬ世原事れりぬ上と成交ふあり
とひふとらう^場て君の凶大幸にまのうすへき命と御事
取ふ矢作りひひ人々を結とけん^{このあり}海や志つとこの
うらふ知と行ても何とせむしをうぬ交とけり早ぬ
然の阿と敵取ふ道有若事^公度也思食切ありし
ともいふかうくためくひき心能くそい日本國志権と
取らん^公まか病の海と浪と行り討つ心細さうと
へしとわわらめきうりうたせ万騎の凶場とうして
ませ川へ着せ行ひあせり討つ何極ま物とたふ何の
心公地とらも程いし海とありと大方深平の礼をま
廣ぶまうくと闘えきうんや人もさうと討きゆらめ

多り也定綱の心も別はねまもあざり舊武者もそ有
よ子たう何も千騎よねきたる多しんくみんあひ心徳を
けきともねもりあつとさあるとせ者たふて有めんま徳
教を月めく四丈車中も合へき也波多野右馬助世よさる
者少てまーも上徳なりまふ深うりーも徳なきことありて
由初高りの記やうに山針をーも山平とあれは法作
の故より車記のそく糸より流されまのせあることんる
あく山内月あつて公私の名行もあつすや只山内りや
記智一川より記する也定綱の心はと徳切とささく心
ん事も只念にそく入とけりそひー兼用り徳の二つ
いとと給て他人の徳とさかひあつて又道江の國と
も徳あひねまは就中件の國の如しりく國の山三井

ちとあまの旁の根籍向後とてとあつんや終業して
とさうして車とささく次はとほとさうひるくもせ次
く徳へてあまけりて國の者たふも親の徳もあひ川さう
ゆへ一物をさうす人ふもすりあまあーくゆあつと
とらつと威徳も成て人あて用りまて自然に國と法
法所さうさうも徳らるゆへ也口の身ハ國の徳非遠
使さうとそ其車もれく人あつたそまんとすり物よ
つらとく小吏とさうめく威とさふらんー國の者たと
所從知との極もあひかーと権最末のハ法ハ終業
あつんやうへて和成徳よ企也和道とれとく東の
由人まさしく徳や思おん文遊かーとさうと智あふ
り記京入ともい心まはとさみえあつてすりとも云こ

と色何らうりはまうあらんかくはいりみえりの岡敷也
武士の鬼御殿らん何やうんさそめうた四巾に案どこ
免て持あうめく人みうとくおいとんのことそ君の法る
毛深往へたれ逃くも鎌倉敷の家人よく久あも又ふとも
乃糸ゆく續せんともありの心と去うしつあそよ
海なき筋あさ幸作あわしあひて此の文とあく
見うのうせそ子ためと西ふとて一ふまのゆゆく
作也仍執達如件

潤十二月廿八日

盛時奉

佐々木大郎左衛門尉友

春時の消息

を幸立京の武士た物を村りとも内野と馬場と定
きりより一と聞えを事實あう六代と宮居の端也
馬の蹄小くさし幸忠ありへさうし内と出所はひへと
一定作出さう道もひりあく是公其と物筋のを車
房不冷めさうと然とも車とえて見物も一からんみと
しくいこれへさ幸はせめく如何せん思如房外と人
国系武士のう策流事也と笑油流せうまんなあやま
りく上方れ出船ともひ川倉けまはま流本とあう
次うふ晴まさとあのは帯は不忠成へし就中六波羅
方より内野へ出んと八陣と振るへし次房と若たよ
馬と馳させうとひせ部と腕とつとれんと思ひまん

喰殺さるへとも思ひて射へる也此胎病を
本とすすくく云故あり事乃逐年力小あみく
面白も那も覚る夏もくも也され八甲斐國
我つくく物いもふもももも又あつら
らぬ男油も被二人の庄司也海野た邊の村
諏訪祝
愛甲之節いひ人の下ちぬ村も二人も多へ
皆ひ人これ教きり各州也能る世の大変を
毎ふあき跡ふつもても今も人小射ても被射
手蓮の
事つらとあつらぬ也高村も人の戸はら
と云ハ故事とゆきとて必しもとふもま
すともまたぬの郎従眷属おれ八村をせよ
戸事つらともハ末代乃若く一人の大毒也一人の

ゆじ事とて法人も貴族を侍とて侍まを
小も射るんも増て郎従も竹をん力れく年
ゆいおんも際あつんも根ありさねぬ人
も向り親法りてむ神々大事に人さた
並て世昔も多の世をさきてハ何せん弓
末あつら人も多も術師令の沙法出来ぬ
急の代のうも初めかそ孫術をくハ事
あまは存念の事也小は海もハ中めめ
る方お事也南条及上流人とも委細の
此方極めく能く守固め行へくは

正月十七日

恭時

源理龜友 時氏干時六波羅

右派柳以圖書正定藏本書寫以伊勢貞文藏及明惠上人本傳
并稱文覺上人自筆之消息授命畢

董荷錄卷之六 前序

類從卷四百七十五雜部

文政十四年卯年正月七日於低用原町村寫之

中村直衛

董荷錄卷之壹 右尾

